

1. 研究の概要

本研究は、自治体が男女共同参画社会を形成するための誘導策として、入札参加登録事業者に男女共同参画推進状況の報告・届出を求めるだけでなく、入札優遇等の措置を実施し、男女共同参画を積極的に推進している事業者にインセンティブを付与する制度について、効果と法的問題点を、国際的な観点から比較するものである。

アメリカでは大統領令によって公契約にポジティブ・アクションを条件づけることが行われ、セットアサイドによって女性が所有する中小企業に対して政府調達に「枠」が設けられている。

日本でも「政策入札」の動きがあるが、その効果と問題点については議論が多く、優遇や制限をする場合の具体的な評価基準の策定についても未開拓の状況である。

そこで本研究ではアメリカ及び EU 諸国を中心として公契約における男女共同参画施策の実施状況と、日本の自治体の事例を比較検討し、日本の自治体において公契約の際にポジティブ・アクションを条件づける場合の具体的な評価基準や法的根拠・立法措置についての提言を行う。

2. アメリカにおける運用

2.1. 中小企業政策とマイノリティ中小企業優遇措置

アメリカ経済といえば、世界的な多国籍企業や大企業を連想しがちである。

しかし、日本の経済において中小企業が大きな役割を果たしているのと同様に、アメリカの経済も実は中小企業によって支えられており、スモールビジネスの起業もさかんに行われている。

アメリカにおいては、民間部門全体の労働者の半数以上は中小企業によって雇用されており、アメリカの全民間給与の45%を中小企業が支払っている。農業関係を除く国内総生産(GDP)の50%以上は、中小企業によるものである (United States Small Business Agency, 2008)。

このため、政府は各種の取組によって中小企業を支援している。

政府が中小企業を支援する取組みは、大恐慌を経験した後の1930年代に本格的に始まっているが、中小企業の支援のみならず、19世紀後半から発生するようになった大企業による独占の打破というねらいも有していた (Bean, 1996)。アメリカにおいては、フロンティアの理念や市場競争を万能視する伝統的な傾向から、競争を阻害する独占に対抗するために起業を奨励し中小企業を保護することが、国是に近いものとなっている面があると指摘されている (Anglund, 2000)。

1932年にフーバー大統領によって再建融資公社¹が設立され、大恐慌によって打撃を被った企業に対する政府融資等を行った。その後、第二次世界大戦の勃発によって軍需産業が活発となるが、軍需産業に中小企業が参入するのが難しかったため、1942年に小規模戦争工場公社²が設立され、中小企業に対する資金貸付、大企業の調達へのあっせん等を行って、戦時生産の一翼を担う中小企業を支援することになった。その後、第二次世界大戦の終結によって小規模戦争工場公社は廃止され、公社の貸付および契約に関する権限は再建融資公社に引き継がれた。

朝鮮戦争の勃発によって、1950年に防衛生産法³が制定されるが、第二次世界大戦とは異なり、朝鮮戦争は当初から限定的なものとして認識されていた。このため、平時経済への復帰を想定した戦時経済体制を構築する必要があった (浅野, 2007)。また連邦議会の中には、戦時経済体制の再来による大企業への集中を危惧する声があった (Bean, 1996)。

このため、1951年に防衛生産法1951年改正⁴が施行され、小規模国防工場管理局⁵が設立されて、

¹ Reconstruction Finance Corporation.

² Smaller War Plants Corporation.

³ Defense Production Act, Pub.L. 81-774.

⁴ Defense Production Act Amendments of 1951, Pub.L. 82-96,

⁵ Small Defense Plants Administration.

中小企業からの連邦の軍需関係調達を増加を支援することになった。

一般にアメリカの軍需産業といえば、圧倒的な生産力を有する巨大な軍産複合体をイメージしがちであるが、防衛生産法 1951 年改正においては「中小企業の生産能力は、国防用および必須民生用の生産に最も効果的に利用しうる」⁶として戦時経済体制において中小企業が果たす役割を明記していたのである。

朝鮮戦争が事実上終結した 1953 年、中小企業法⁷が制定される。中小企業法の規定により、独立連邦機関として中小企業庁⁸が発足し、諸機関に分散していた中小企業関係の権限を集約することになり、小規模国防工場管理局の権限も新設された中小企業庁に移された。

中小企業庁の責務は、中小企業に支援・保護を行い、自由で競争力のある起業を保護すること、米国の経済全体を維持・強化すること、災害に見舞われた地域社会の経済復興を支援することとされている。

なお発足から今日に至るまでの間、中小企業庁の運営は順風満帆の時期ばかりであったわけではなく、レーガン政権期には新自由主義的経済政策と規制緩和の潮流の中で中小企業庁自体の廃止も議論され、従来の直接融資を中心とした財政支援策が民間金融機関による融資に対する債務保証に切り替えられた（浅野、2002）。その後も連邦議会による連邦予算削減策の一貫として中小企業庁の融資制度自体の廃止が提案されたこともあり（Congressional Budget Office、1997）、融資制度廃止の動きがあった（United States General Accounting Office、2000）。

現在の中小企業庁の主要な業務は、中小企業への事業融資（銀行等のローン保証、災害被災者への直接貸付等）、ファンドによる資金調達、起業家能力の開発、政府契約関係業務（連邦調達における中小企業へのセットアサイドの策定等）、中小企業のためのアドボカシー（調査研究、法案検討、中小企業のための証言等）となっている。

中小企業庁は、2008 年度から 2013 年度までの事業の戦略ゴールとして、十分にサービスが提供されていない市場におけるアメリカの所有者社会(ownership society)の支援、災害の被害を受けた住宅所有者・賃借人・非営利団体・企業に対するタイムリーな財政支援、中小企業の経済環境の改善、増大する消費者への責任やコンプライアンス責任への対応の 4 点を挙げている(U.S. Small Business Administration、2006)。中小企業庁の 2007 年度の予算は約 5 億 8 千万ドルで、連邦予算総額の約 1%にあたる。

⁶ 65 Stat. L. 141, sec. 110(a), adding sec. 714(d)(1) to Title VII of the Defense production Act of 1950.

⁷ Small Business Act, Pub.L. 83-163.

⁸ Small Business Administration)

連邦政府の調達に占める中小企業の割合についての全体的な目標は23%を下回らない額として設定されているが、中小企業の中でも、マイノリティが経営する企業、女性が経営者の中小企業、歴史的に低開発地域（Historically Underutilized Business Zone = HUB Zone）にある中小企業、退役軍人の経営する中小企業については、個別に数値目標が設定されている。

ところで、1960年代以降、中小企業庁は単に中小企業全般を支援するのではなく、マイノリティが所有・経営する中小企業を重点的に支援するようになった。これらのマイノリティが所有・経営する中小企業優遇措置の導入のきっかけとなったのは、1958年の中小企業法の改正である⁹。

1958年改正法では、中小企業庁が連邦政府諸機関の調達契約の内容に介入する権限が「8条(a) (Section 8 (a))」項目として¹⁰明記された。8条(a)は中小企業に連邦政府の調達契約の一定割合を優先的に配分することを認めるものである。

1960年代以降、8条(a)の権限を行使する目的は、社会的・経済的に不利な立場にあるマイノリティが経営する中小企業を優遇するという方向に変容していった。換言すれば、中小企業政策は、黒人を中心とするエスニック・マイノリティ、女性や退役軍人など社会的に不利な立場にある社会的弱者に対して、中小企業の起業・経営や中小企業への就職を通じた経済的成功という機会を提供するという新たな役割を負うことになったのである。

その背景にあるのは、いうまでもなく公民権運動に象徴される1960年代の社会情勢であり、都市における暴動その他の深刻な社会問題の発生を契機として、中小企業庁に対して8条(a)の権限を具体的に行使することを求める法律が連邦議会により制定されるようになる。

1964年に人種差別を包括的に禁止する1964年公民権法¹¹が制定され、その後も1965年に投票権法¹²など公民権法を補完する法律が相次いで制定される。このような潮流の中、1967年に1964年経済的機会法¹³の改正法が成立するが、この改正法によって中小企業庁にマイノリティにより所有される中小企業を担当する部署が新設され、中小企業庁は低収入の個人によって所有される小企業を支援することを義務づけられた¹⁴。

2.2. 大統領令

このような社会情勢や議会の動きを背景として、1965年にジョンソン大統領によって大統領令

⁹ Pub. L. 85-536, 72 Stat. 384, July 15, 1958, 15 U.S.C. § 661 *et seq.*

¹⁰ 15 U.S.C. § 637.

¹¹ Civil Rights Act of 1964, Pub.L. 88-352, 78 Stat. 241.

¹² Voting Rights Act of 1965, 42 U.S.C. § 1973-1973aa-6.

¹³ Economic Opportunity Act of 1964.

¹⁴ Pub. L. 90-222, Sec. 106 (a).

11246¹⁵が発出される。大統領令は、アメリカ合衆国大統領権限の行使による命令として出される連邦の行政命令であるが、アメリカにおける各種アファーマティブ・アクションの起源となったのが、大統領令11246であった。

ただし、アファーマティブ・アクションという語自体は、ケネディ大統領が1961年に発した大統領令10925¹⁶においてすでに使用されている。この語を思いついたのは、1961年にケネディ政権で雇用均等のための大統領委員会特別顧問に任命されたホバート・テラーという黒人法律家であるとされ、テラーは「affirmative action」という語を使うか「positive action」という語を使うか逡巡した結果、「affirmative action」のほうが頭韻を踏んでいたため、最終的にアファーマティブ・アクション¹⁷を選ぶことにしたという（Lemann、1995）。

ジョンソン政権の後のニクソン政権では、8条(a)による中小企業優遇政策を通じてマイノリティを優遇しようとする企図が明確になった。ニクソン政権の中小企業優遇政策の主眼は、低所得地域における雇用創出から、マイノリティによって所有される中小企業への連邦の契約の増加によるマイノリティの地位向上へと中小企業優遇策を変容させようとするものであった。

ニクソン大統領は、1969年に大統領令11458¹⁸を発出し、中小企業庁長官ではなく商務長官に対して「マイノリティの企業(Minority Business Enterprise)」に対する国のプログラムの開発と実施を命じた。

その後、中小企業政策における優遇の対象は、「マイノリティ」に加えて「社会的および経済的に不利な立場に置かれている(socially and economically disadvantaged)」者という文言が用いられる

¹⁵ 30 FR 12319.

¹⁶ 26 FR 1977.

¹⁷ アファーマティブ・アクションの導入は、通称カーネル委員会(Kerner Commission)、正式名称「暴動に関する国家諮問委員会(The National Advisory Commission on Civil Disorder)」の報告書における提言によっても後押しされた。カーネル委員会は、公民権運動の深刻化によって全米の各地で発生した人種暴動の原因を調査するために1967年7月にジョンソン大統領により設置されたもので、オットー・カーネル(Otto Kerner)イリノイ州知事を委員長、ジョン・リンゼー(John Lindsay)ニューヨーク市長を副委員長として11人により構成された特別委員会であった。委員会は1968年2月に報告書を公表した。その中で委員会は、都市における劣悪な黒人ゲットー環境の改善などと共に、暴動が発生した都市では黒人の失業率ははるかに白人よりも高く、黒人労働者の多くがパートタイムや季節労働、低賃金労働であることから、新たな安定した雇用を創出することの重要性を指摘した。委員会は3年間で200万人の緊急雇用創出が必要であるとし、そのうち100万人は公共部門、200万人は民間部門で創出することとし、初年度は25万人を公共部門、30万人を公共部門で雇用することを求めたのである。また、黒人の失業率が高く、働いていてもその多くがパートタイムや季節労働、低賃金労働である原因は多くの黒人が十分な教育を受けていないことにあると委員会は指摘し、公民権法を厳格に適用して人種別学のような事実上の人種差別を撤廃することや連邦の成人教育に対する支出を増加させて文盲率を下げることに並んで、不利な状況にある学生に対する連邦の支援を増加させることを通じて黒人が高等教育を受ける機会を拡大することも提言された。この提言が、大学や大学院の入学試験におけるアファーマティブ・アクション導入の論拠となる。

¹⁸ 34 FR 4937.

傾向もみられるようになる。1971年に発出された大統領令11625¹⁹では、大統領令11458の命令をさらに具体的なものにするため、マイノリティの企業を支援する商務長官の権限を強化するが、ここではマイノリティの企業という文言と共に、「社会的および経済的に不利な立場に置かれている者(socially and economically disadvantaged persons)」により所有・経営される企業という文言も使用されている。議会においても、優遇の対象となる中小企業はマイノリティによって経営されるものに限定されず、5大都市領域においてマイノリティを雇用しようとする全中小企業が認定を受ければ優遇対象となることが確認される²⁰。

このように優遇対象が変遷してきた結果、今日、中小企業庁では優遇の対象となる中小企業について、「社会的かつ経済的に不利な状況にあり、人種的もしくはエスニックな偏見または文化的偏見によって資本および融資の機会が制限されている個人によって所有され管理される中小企業」として定義している²¹。

8条(a)による中小企業優遇政策の適用をうけるには、社会的に不利にあるか、人種的もしくはエスニックな偏見または文化的偏見の下におかれていることを証明しなければならない²²。アフリカ系、アジア太平洋系、ヒスパニック、ネイティブ・アメリカンは社会的に不利な状況にあるという推定をうけることができる²³。また、これらの人種以外の者によって経営される企業であっても、個別に認定を受けることにより優遇の対象となることが可能である²⁴。

また、真に社会的または経済的に不利な状況には置かれていない個人によって所有または経営されている企業は、その者の人種にかかわらず、8条(a)による中小企業優遇政策の適用からは排除されている²⁵。

2.3. 法的問題点と逆差別訴訟の動向

マイノリティの中小企業を優遇するためのアファーマティブ・アクションとしてのセットアサイドには、法的には2種類が存在する (Wilson, 1987)。

第1は政府契約の一定割合 (金額または契約数) をマイノリティの中小企業を相手方としてあ

¹⁹ 36 FR 19967.

²⁰ Minority Contracting: Joint Hearing Before the Senate Comm. on Small Business and the House Subcomm. on Minority Enterprise and General oversight of the Comm. on Small Business, 95th Cong., 2d Sess. 37 (1978).

²¹ 13 CFR §124.103 (a); 13 CFR §124.104 (a).

²² 15 U.S.C. § 637(a)(5).

²³ Pub. L. 85-536, as amended, sec. 2(f)(1)(c).

²⁴ 13 CFR § 124.103 (c).

²⁵ 49 CFR Pt. 23, Subpt. D, App. C.

らかじめ割り当てるという純粋なセットアサイドである。第2は下請契約者のセットアサイドである。これは、政府と契約を結んだ元請契約者に対し、下請業者と契約を結ぶ場合には一定割合をマイノリティの中小企業を相手方とするように求めるものである。

アフーマティブ・アクションの一手段としてのセットアサイドに関し、マイノリティの中小企業への発注を明確な数値目標として盛り込んで法制化されたのは、1977年に制定された公共事業雇用法²⁶が最初の例である。

本法は、連邦が40億ドルの補助金を地方の公共事業に支出する内容であり、そのうち10%以上の金額を中小企業に発注するように求めるものであった²⁷。さらにこの法律では、「インディアン部族およびアラスカ原住民(Indian tribes and Alaska Native villages)」に対しては特に配慮を求め、2.5%以上はインディアン部族およびアラスカ原住民に発注することを規定した。またこの法律では、行政機関側の事情によりセットアサイドの目標達成を放棄することはできないこととされていた。

この規定は、1977年2月23日の下院における法案審議の際に、メリーランド州から連邦議会に選出された初の黒人議員であり、黒人コーカスの幹事長をつとめたペアレン・ミッチェル議員（メリーランド州第7選挙区、民主党）らの主導で法案の修正として挿入されたものである。

ミッチェル議員は当時、下院中小企業委員会委員長であったが、中小企業委員会委員長のポストは長年保守的な共和党白人議員がつとめることが多く、ミッチェル議員は初の黒人委員長であった。ミッチェル議員は、その後もマイノリティ、特に黒人によって経営される企業に対するセットアサイドの充実に尽力した（Martin, 2007）。ミッチェル議員主導によるこの修正は、当初もっぱら中小企業対策として受け止められたため、さほど注目されなかったという。しかし、この規定が置かれたことには4つの意義があったとされている（Grofman, 2000）。

第1に、この規定は大統領による強力なリーダーシップによって置かれたのではなく、一部のリベラル派の議員（その多くは民主党）が同じようにリベラルな志向をもつ官僚たちと協働した結果生まれたものであるという点である。第2に、マイノリティの経営する企業は、明白な差別は受けていないとしても実態として官公需から締め出されているという主張が公に認められたことである。第3に、当初セットアサイドは人種別学を解消するためのバス通学の問題などと異なり世論の注目を浴びなかったことから、世論の監視や批判を受けることなく、あっさりとしてセットアサイドに関する規定が法制化されたことである。そして第4に、当初このセットアサイドの規定はマイ

²⁶ Public Works Employment Act of 1977.

²⁷ Pub.L. 95-28.

ノリティの中でも黒人とヒスパニックによって経営される中小企業だけを念頭に置いていた（少なくともセットアサイドの法制化にかかわったミッチェル議員らの意図はそうであった）にもかかわらず、結果的には他のマイノリティに対するセットアサイドも多くの自治体で採用されるようになったことである。

このような経緯から、連邦最高裁判所のジョン・スティーブンス判事はフリーラブ対クラズニック判決²⁸において、公共事業雇用法について「この国の歴史上、連邦議会が純粹に人種に基づいて利益を付与するため立法による広範な区別を実施したのは、初めてのことであり」²⁹と評している。

ただしその後、人種的なマイノリティに加えて「社会的および経済的に不利な立場」という文脈も優遇の対象として加えられるようになり、1978年の中小企業法改正³⁰では、白人などの人種的なマイノリティには属していない人種であっても、不利な立場にあると認定されることが明文化された。

1988年、連邦議会は新たに取引機会発展改革法³¹を制定し、大統領に対してすべての連邦政府の調達について最低20%を中小企業に割り当て、最低5%を中小企業庁の定義する不利な企業に対して割り当てる年次目標を策定するように義務づけた。この法律では、同時にすべての連邦政府機関は、中小の不利な企業に対してその財やサービスを当該機関に納入する「最大限実現可能な機会」を提供することを義務づけられた。ただし、やむをえない事情がある場合には目標達成の放棄も認められた³²。

現在、連邦調達における中小企業へのセットアサイドの策定に関しては、中小企業法において「政府の最終的な中小企業の参加に係る目標は、各予算年度のすべての元請負の総額のうち23%を下回らない額に設定しなければならない」と規定されている³³。2000ドル以上で10万ドル未満のものは、複数の中小企業からの妥当な応募が期待できないと調達担当者が判断した場合を除き、原則として中小企業専用として割り当てる。10万ドル以上のものに関しても、複数の中小企業からの妥当な応募が期待できる場合は、中小企業専用とすることとされている。

中小企業政策としてのセットアサイドに加えて、今日アメリカでは他の領域でもセットアサイ

²⁸ Fullilove v. Klutznick, 448 U.S. 448 (1980).

²⁹ Stevens, J., his dissenting opinion, Fullilove v. Klutznick, 448 U.S. 448, 546 (1980).

³⁰ Pub. L. 95-507.

³¹ Business Opportunity Development Reform Act of 1988, P.L. 100-656, § 502, 102 Stat. 3887, codified at 15 U.S.C. § 644(g)(1).

³² E.g., 49 CFR §§ 23.64(e), 23.65.

³³ 15 U.S.C. § 644 (1994).

ドが導入されるようになっており、その中には制定法上の根拠を有するものもある。

1970年代以降、教育、国防、運輸その他多くの領域において、マイノリティ、女性、その他「社会のおよび経済的に不利な立場」にあることが政府支出の基準の一つとして取り入れられるようになっていく。

2004年現在の連邦政府におけるセットアサイドに関係する規定として、連邦政府の調達契約全般にかかわるものとしては、次のようなものがある。

- 1994年に連邦調達改革法³⁴が制定され、連邦政府の諸機関の調達に際し、マイノリティの中小企業からの数値目標を明文で規定（詳細は後述）。
- 「社会経済的プログラム」規制により、連邦政府の支出に係る元請契約においては、社会経済的に不利な立場にある中小企業または女性が経営する中小企業が下請契約者として参入する機会が最大限に与えられなければならないという原則を規定³⁵。
- 社会経済的に不利な立場にある中小企業または女性が経営する中小企業を下請契約者として使用することを、下請契約計画の中に明記することを要求³⁶。
- 連邦政府の支出に係る元請契約の入札参加者が提出した下請契約計画について、契約担当官が社会経済的に不利な立場にある中小企業または女性が経営する中小企業の下請参入状況を評価することを義務づけ³⁷。
- 下請契約援助プログラムを規定。中小企業が下請業者として参入することができるようなインセンティブを付与することができる旨を定める³⁸。
- 社会経済的に不利な立場にある中小企業が入札において他の企業と価格競争力を持つようにするために、不利な立場にある中小企業のための価格評価調整を適用するための手続について規定³⁹。
- 連邦政府の支出に係る元請契約および下請契約につき、不利な立場にある中小企業または女性が経営する中小企業の参入の数値目標を策定することを要求⁴⁰。

³⁴ Federal Acquisition Streamlining Act, 41 U.S.C. § 253j(b), *et sec* (1994).

³⁵ 48 C.F.R. § 19.201 (2003).

³⁶ 48 C.F.R. § 19.704 (a)(1)(2003).

³⁷ 48 C.F.R. § 19.705-4 (2003).

³⁸ 48 C.F.R. § 19-708 (c)(2) (2003).

³⁹ 48 C.F.R. § 19.1101-1103 (2003).

⁴⁰ 48 C.F.R. §§ 52.219-8, 52.219-9 (2003).

その他、農業(Agriculture)⁴¹、金融(Banking)⁴²、通商(Commerce)⁴³、通信(Communications)⁴⁴、国防(Defense)⁴⁵、教育(Education)⁴⁶、エネルギー(Energy)⁴⁷、環境(Environment)⁴⁸、サービス(General Services Administration)⁴⁹、医療及び福祉(Health and Human Services)⁵⁰、住宅及び都市計画(Housing and Urban Development)⁵¹、内務(Interior)⁵²、警察・司法(Justice)⁵³、労働(Labor)⁵⁴、航空宇宙局(National Aeronautics and Space Administration = NASA)⁵⁵、国務および外交(State Department and Foreign Affairs)⁵⁶、運輸(Transportation)⁵⁷、退役軍人(Veterans Affairs)⁵⁸の各領域においても、個別にセット

⁴¹ 7 U.S.C.S. § 2279, 7 U.S.C.S. § 3154(c), 7 U.S.C.S. § 3241(a), 42 U.S.C.S. § 3020e-1, 7 C.F.R. § 225.17 (2004), 7 C.F.R. § 246.13(g) (2004), 7 C.F.R. § 272.4(b)(2004), 7 C.F.R. § 1775.22 (2004), 7 C.F.R. § 1940.968(k)(3)(2004), 7 C.F.R. § 1942.17(p)(3)(iii) (2004), 7 C.F.R. § 1944.526(a)(2)(i)(D) (2004), 7 C.F.R. § 1944.671(b) (2004), 7 C.F.R. §§ 3015.13, 3016.21(h) (2004), 7 C.F.R. 3015 APPENDIX A (2004), 7 C.F.R. §§ 3403.1, 3403.2 (2004), 48 C.F.R. § 419.201 (2003), 48 C.F.R. § 422.804-2 (2003).

⁴² 12 U.S.C.S. § 1441a(r-w), 12 U.S.C.S. § 1823(f)(12), 12 U.S.C.S. § 1833e, 12 U.S.C.S. § 2219c, 12 U.S.C.S. § 2907, 12 U.S.C.S. § 4520, 12 C.F.R. § 4.63 (2003), 12 C.F.R. Part 361, §§ 361.2, 361.6 (2004), 12 C.F.R. §§ 517.5, 517.7 (2004).

⁴³ 15 U.S.C.S. § 278g-5, 15 U.S.C.S. § 7404, Executive Order 11625 (1971), Executive Order 13339 (2004), 15 C.F.R. § 24.21(h) (2004), 15 C.F.R. § 917.11(d) (2004), 15 C.F.R. § 2301.5 (2004), 48 C.F.R. § 1319.7003(a) (2003).

⁴⁴ 47 U.S.C.S. § 309(i)(3)(A), 47 U.S.C.S. § 309(j)(4)(D), 47 U.S.C.S. § 396(a)(6), 47 C.F.R. § 76.977(a),(b),(e) (2003), 68 F.C.C. 2d 381, 411-412 (1978). 68 F.C.C. 2d 983 (1978).

⁴⁵ 10 U.S.C.S. § 2191; 10 U.S.C. S. § 2193; 10 U.S.C.S. § 2194; 10 U.S.C.S. § 2196(j)(8); 10 U.S.C.S. § 2323; 10 U.S.C.S. § 2904(b)(2); 50 U.S.C.A. § 403; P.L. 108-106, 117 Stat. 1234, § 2217 (2003); 32 C.F.R. § 33.21(h) (2003); 48 C.F.R. § 205.207(d)(iv) (2003); 48 C.F.R. Part 219, § 219.000 (2003); 48 C.F.R. 236.602-1; 48 C.F.R. Chapter 2 APPENDIX I (2003).

⁴⁶ 20 U.S.C.S. § 1063b, 20 U.S.C.S. §§ 1070a-12; 1070a-13; 1070a-14; 1070-15; 1070-16, 20 U.S.C.S. § 3916, 20 U.S.C.S. § 5205(d), 20 U.S.C.S. § 6623(a)(4), 20 U.S.C.S § 6662(c)(10), 20 U.S.C.S. § 9105(b)(3), 20 U.S.C.S. § 9579, 42 U.S.C.S. § 1862d, 34 C.F.R. § 84(h) (2003), 34 C.F.R. § 461.33(a)(2)(ii) (2003), 34 C.F.R. Part 607, § 607.3(b)(3) (2003), 34 C.F.R. Parts 608, 609 (2003), 34 C.F.R. § 637.1 (2003).

⁴⁷ 42 U.S.C.S. § 7141(e), 42 U.S.C.S. § 13556, 10 C.F.R. § 600.7(a) (2004), 10 C.F.R. Part 800 (2004), 10 C.F.R. § 1040.101(b)(1),(2) (2004).

⁴⁸ P.L. 101-549, 104 Stat. 2399, 2708 (1990), 40 C.F.R. § 1.25(d) 2003), 40 C.F.R. § 35.936-7 (2003), 40 C.F.R. § 35.3145(d) (2003), 40 C.F.R. § 35.6580 (2003).

⁴⁹ 41 C.F.R. §§ 105-71.121(h) (2003), 41 C.F.R. § 105-72.504(b) (2003), 48 C.F.R. § 552.219-9 (2003).

⁵⁰ 42 U.S.C.S. § 3027(20), 42 C.F.R. § 52c.2 (2003), 42 C.F.R. § 62.57(h) (2003), 42 C.F.R. § 64a.105(d)(2) (2003), 45 C.F.R §§ 74.22(j), 92.21(h), 602.21(h) (2003), 48 C.F.R. § 319.705-4(d)(i)(ii) (2003).

⁵¹ 24 C.F.R. § 84.22(j) (2002), 24 C.F.R. § 84.44(b) (2002), 24 C.F.R. § 92.351 (2002), 48 C.F.R. § 2426.101 (2003).

⁵² 16 U.S.C.S. § 1445c, 16 U.S.C.S. § 461, 117 Stat. 2874, P.L. 108-192 (2003), 25 C.F.R. § 276.3(c) (2003), 43 C.F.R §§ 12.61(h), 12.922(j) (2003), 43 C.F.R. § 12.944(b) (2003), 43 C.F.R. § 27.6 (2003), 43 C.F.R. § 34.8 (2003), 48 C.F.R. § 1419.901 (2003).

⁵³ P.L. 108-238 (2004), 31 U.S.C. § 6701(f), 28 C.F.R. § 0.18a(b) (2003), 28 C.F.R. § 42.206 (c)(1) (2003), 28 C.F.R. § 66.21(h) (2003).

⁵⁴ 20 C.F.R. § 627.430(g) (2003), 20 C.F.R. § 653.111 (a), (b)(3) (2003), 29 C.F.R. §§ 89.52(d), 89.72(d), 95.22(j), 97.21(h), 1470.21(h) (2002), 29 C.F.R. § 95.44(b) (2002), 48 C.F.R. Part 2919, § 1919.202-70 (2004).

⁵⁵ 42 U.S.C.S. § 2473b, 48 C.F.R. § 1819.705-470 (2003), 48 C.F.R. § 1819.7000 (2003).

⁵⁶ 22 U.S.C.S. § 2665a, 22 U.S.C.S. § 4852(d), 22 U.S.C.S. § 4864(e), 22 U.S.C.S. § 4901(e), P.L. 103-306, 108 Stat. 1608, 1646 § 555 (1994), 22 C.F.R. § 145.44(b) (2004), 48 C.F.R. § 652.219-70 (2003), 48 C.F.R.

アサイドを含むアファーマティブ・アクションに関する規定が存在する。

近時では、優遇の対象として「社会的および経済的に不利な立場に置かれている」者によって経営される中小企業という定義に加えて、「歴史的に不利な企業(historically underutilized businesses =HUBs)」という概念も用いられるようになってきている。

1997年に中小企業再編法⁵⁹が制定されるが、これによって1998年度から「HUBゾーン・プログラム」が開始された。

このプログラムは、都鄙を問わず「歴史的に不利な」地域の中小企業への調達を優遇することによって、当該地域の経済を刺激して雇用の増大を図り地域社会の発展をめざすものであり、HUBゾーンにある企業として認定を受けた中小企業は、通常の中小企業よりもさらに優遇を受けることができる。HUBゾーンは中小企業庁が設定するが、全米に散在しており、市や郡単位ではなく地区単位で設定されている。

HUBゾーンにある企業として認定を受けるには、中小企業法の定める基準による中小企業に該当すること、51%以上をアメリカ市民、地域開発共同体、農業法人またはインディアン部族が所有し管理すること、当該企業の主たるオフィスがHUBゾーン内にあること、従業員の35%以上がHUBゾーン内に居住することという要件をすべて満たす必要がある。

連邦政府の諸機関は、調達契約の3%以上をHUBゾーン企業に発注しなければならない。認定を受けたHUBゾーン企業は、契約担当官が2社以上のHUBゾーン企業から妥当な市場価格による入札が期待できると判断した場合はHUBゾーン企業のみと契約できる（HUBゾーン企業専用の枠を設けることができる）、契約担当官がHUBゾーン企業1社だけが契約を履行する責任を負うことができると判断した場合は当該企業だけと随意契約できる、等の利益を受けることができる。

§ 706.302-71 (2003), 48 C.F.R. Part 719 (2003).

⁵⁷ Transportation Equity Act for the 21st Century (TEA-21), P.L. 105-178, § 1101(b), 112 Stat. 107 (1998), 49 U.S.C.S. § 47107(e)(1), 49 C.F.R. Part 26 (2003), 14 C.F.R. § 152.409 (2004), 49 C.F.R. § 23.95 et seq. (2003), 49 C.F.R. § 265.13 (2003).

⁵⁸ 38 U.S.C.S. § 7303, 38 C.F.R. § 43.21(h) (2003), 48 C.F.R. § 819.202-5(c) (2003).

⁵⁹ Small Business Reauthorization Act of 1997, Pub. L. 105-135.

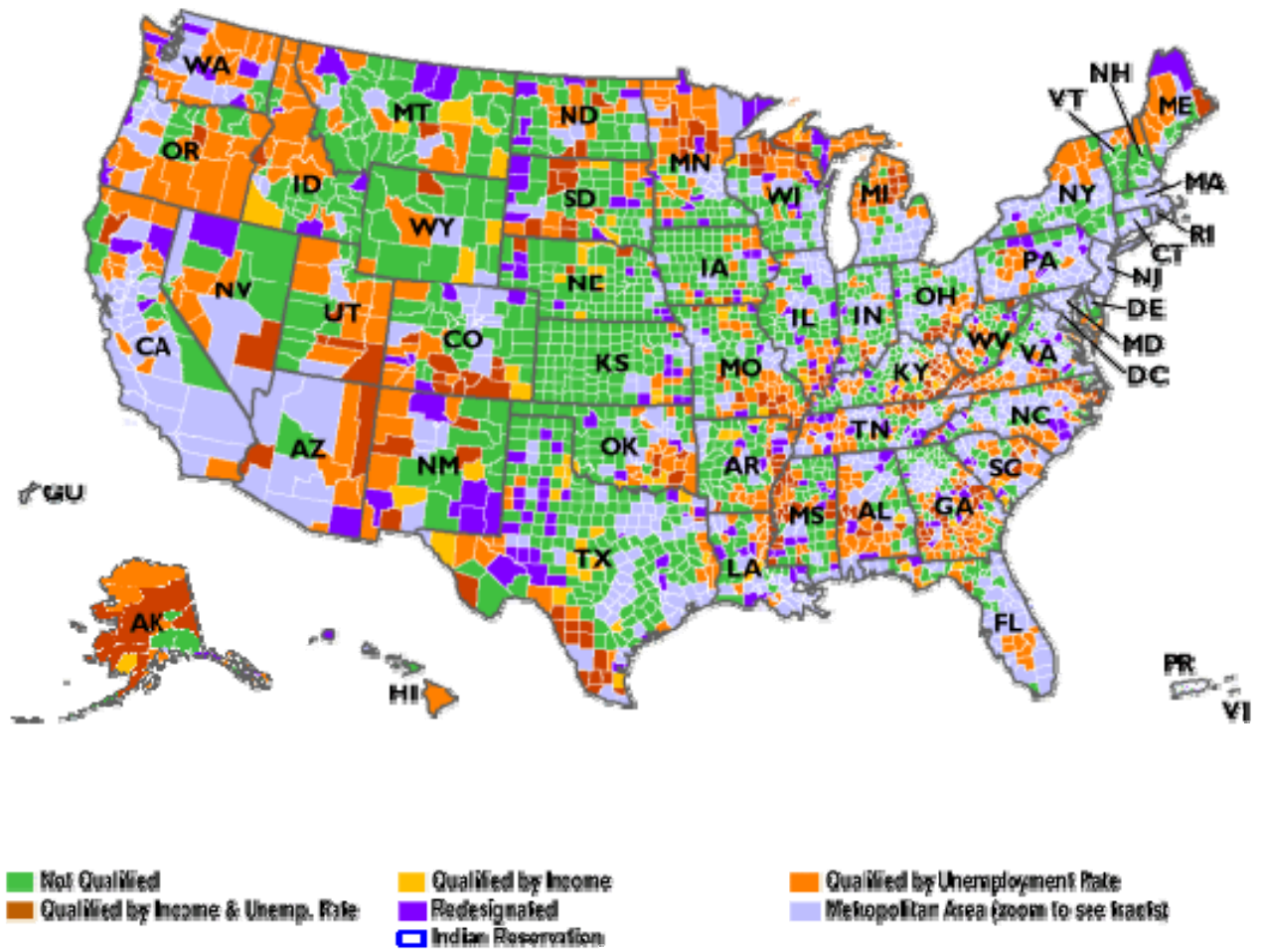


図 1 HUBゾーン一覧

Source: https://eweb1.sba.gov/hubzone/internet/download/may-1_national_hubzone_map.htm

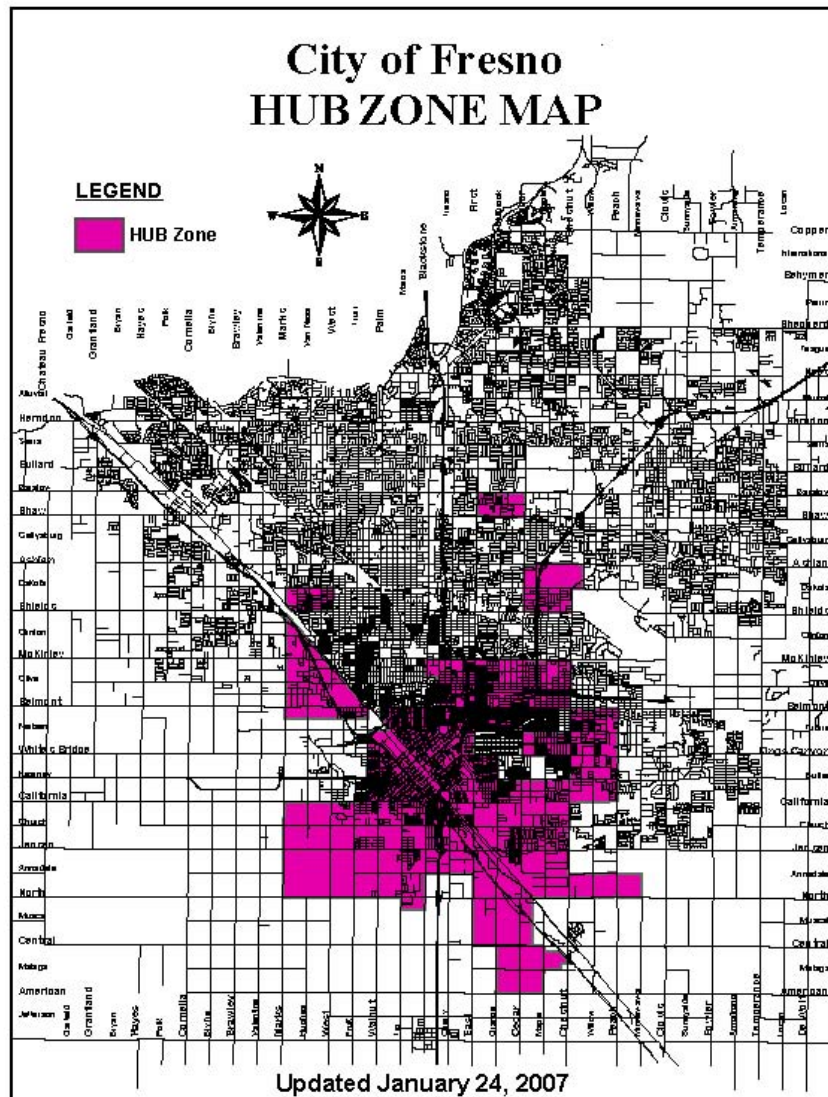


図 2 HUB ゾーンの例 (カリフォルニア州フレズノ市の場合)

Source: <http://www.fresno.gov/NR/rdonlyres/54458ED9-DAB1-4A85-8D2C-B1A2E3A44E64/0/107HUBZoneMap.pdf>

このように 1977 年の公共事業雇用法の制定以降、セットアサイドが拡大していった背景には、公共事業雇用法が規定したセットアサイドに対して 1980 年に連邦最高裁判所が合憲判決を下した影響がある。

1980年、連邦最高裁判所はフリーラブ対クラズニック事件⁶⁰に判決を下した。

本件の原告は、暖房、空調、エアコン等の下請業者を含む建設業者の複数の団体である。原告の主張によれば公共事業雇用法のセットアサイド規定は憲法修正第14条の平等保護条項および第5条のデュー・プロセス条項に違反しており、原告は公共事業雇用法のセットアサイドによって経済的侵害を受けたとしてニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所に出訴した。連邦地裁は原告の訴えを棄却したため⁶¹、原告は第2巡回区連邦控訴裁判所に控訴したが、やはり原告の訴えは退けられた⁶²。このため、原告は最高裁判所に上訴した。

連邦最高裁判所の判決ではバーガー長官が法廷意見を執筆し、公共事業雇用法のセットアサイドに関する規定は憲法に違反しないと判示した。

フリーラブ判決の法廷意見においては、人種に基づいた区別や区分を行う際には当該の区別や区分を必要とする理由について厳密な挙証が求められるとしつつも、裁判所と議会との三権分立の関係から一種の敬讓論により議会は修正第14条の平等保護条項を具体化する立法を制定する権限を有するとし、結論として、人種差別を撤廃するという目的のために議会が人種に基づく区別や区分を伴う法律を制定することを修正第14条は禁止するものではないとした。換言すれば、人種差別を撤廃することを目的として人種に基づく区分を行うことについて、フリーラブ事件の法廷意見では「厳格な審査(strict scrutiny)」を適用しなかった。パウエル判事だけが、結論には同意しつつ、人種に基づく区分の合憲性は、「最も厳格なレベルの審査(the most stringent level of review)」によって判断されるべきだと主張した⁶³。

本判決には賛否両論があった。しかし本判決は下級審の解釈に大きな影響を与え、結果的にセットアサイドが拡大するきっかけとなった。本件判決以降、下級審の多くはフリーラブ対クラズニック判決の判旨を、連邦政府以外の機関が実施するマイノリティに対するセットアサイドも合憲化するものとして解したからである。このため、フリーラブ対クラズニック判決が下された後、州政府によるセットアサイドが急増するようになった(Rice, 1991)。また、連邦政府においても次々にセットアサイドが採用されるようになった。

しかし、法的問題点を検討する上では、アメリカにおける近年の反アファーマティブ・アクション訴訟の動向を無視できない。

1990年代は、アメリカにおいてアファーマティブ・アクションに対する批判論や懐疑論の勢い

⁶⁰ Fullilove v. Klutznick, 448 U.S. 448 (1980).

⁶¹ Fullilove v. Kreps, 443 F.Supp. 253 (D.C.N.Y. 1977).

⁶² Fullilove v. Kreps, 584 F.2d 600 (C.A.N.Y.,1978).

⁶³ Powell, J., his concurring opinion, Fullilove v. Klutznick, 448 U.S. 448, 498 (1980).

が強くなった時期であり、アファーマティブ・アクションは憲法違反の差別（逆差別）であると訴える反アファーマティブ・アクション訴訟が数多く提起された。その中にはセットアサイド等のマイノリティの中小企業に対する連邦の優遇プログラムに対して、憲法違反であるとして出訴するものも含まれていた。

1995年、連邦最高裁判所はアダランド建設対ペナ⁶⁴事件に判決を下し、特定の人種に対する連邦政府の優遇政策の合憲性に関する判断を示した。本件は、連邦運輸省⁶⁵が支出するハイウェイ建設工事を受注した元請業者が下請業者と下請契約を結ぶ際、社会的かつ経済的に不利な状況にあり人種的もしくはエスニック・マイノリティが所有する中小企業として認定されている企業を下請業者に含めなければならないとする規制について、人種に基づいて不利な状況にあると推定することは憲法修正第5条のデュー・プロセス条項に反するもので憲法違反であるとして訴えられたものである。

第1審のコロラド州連邦地方裁判所は原告の訴えを認める略式判決を下し⁶⁶、第2審の第10巡回区連邦控訴裁判所も第1審判決を認容した⁶⁷ため、連邦運輸省等が連邦最高裁判所に上訴した。判決ではオコンナー判事が法廷意見を執筆し、原審判決を認容し、詳細部分の審理のみ下級審に差し戻したが、判旨は人種に基づくプログラムに厳密な目的適合性を要求し、人種に基づくプログラムの合憲性については厳格な審査を行うというものであった。

アダランド判決をうけて、クリントン大統領は1995年7月19日に司法省に対してすべての人種に基づくアファーマティブ・アクション・プログラムの合憲性を審査するように命令し、アダランド判決で示された厳格な合憲性審査基準に適合しないプログラムは修正するか削除するように指示する⁶⁸など、連邦最高裁の判決はセットアサイドに対しても大きな影響を与えた。

2.4. 女性が所有する企業へのセットアサイド

アメリカ経済における中小企業の役割は前述したが、今日のアメリカでは女性が所有・経営する企業が増加し、経済市場において決して小さくない地位を占めるようになっている。

2006年の時点で、女性が所有・経営する企業、または少なくとも半数を女性が所有・経営する

⁶⁴ Adarand Constructors v. Pena, 515 U.S. 200 (1995).

⁶⁵ Department of Transportation.

⁶⁶ Adarand Constructors, Inc. v. Skinner, 790 F.Supp. 240, 38 Cont.Cas.Fed. (CCH) P 76,325 (D.Colo. Apr 21, 1992).

⁶⁷ Adarand Constructors, Inc. v. Pena, 16 F.3d 1537, 65 Empl. Prac. Dec. P 43,366, 40 Cont.Cas.Fed. (CCH) P 76,739 (10th Cir.(Colo.) Feb 16, 1994).

⁶⁸ "Memorandum on Affirmative Action", July 19, 1995, *Weekly Compilation of Presidential Documents*, vol. 31, July 24, 1995, pp. 1264-1265.

民間企業の数、1千40万社と推計され、全米の民間企業の約半数にあたる。2000年の国勢調査の結果によれば、女性が所有する企業は全米の雇用の6.5%を創出しており、労働者の賃金の4.2%を支払っている（National Women's Business Council、2007）。

女性が所有・経営する企業が最も多い領域はサービス産業で、その中でも医療・介護関係が最も多い。サービス産業の次には、小売業、不動産業、エンターテインメント・レクリエーション業が続く。都市別にみると、女性が所有・経営する企業が最も多いのはニューヨーク市で、25万1千社がニューヨーク市に拠点を置く。以下、ロサンゼルス市（11万8千社）、シカゴ市（6万9千社）、ヒューストン市（5万1千社）、サンディエゴ市（3万2千社）、サンフランシスコ市（2万8千社）、ダラス市（2万7千社）の順となり、女性が所有・経営する企業はニューヨーク州、カリフォルニア州、テキサス州に集中する傾向があることがわかる（United States Census Bureau、2006）。女性が所有・経営する企業の起業も多く、1997年から2002年までの間に、平均すると1日に424社が起業していることになる。1年あたりの起業数は77万5千社となるが、これは全体の起業数の55%となる（National Women's Business Council、2007）。

マイノリティが所有・経営する企業の中でも、女性が所有・経営する中小企業(women-owned small business)に対する施策を充実させる嚆矢となったのは、カーター政権期に一連の大統領令によって策定された連邦政府の調達における優遇策である。

中でも、1979年にカーター大統領が発した大統領令12138⁶⁹が大きな役割を果たした（カーター大統領は1977年から1981年までの任期中、大統領令11967から12667までを発出している）。以下に、女性の中小企業の優遇に関する大統領令12138の内容およびそれを具体化する施策について紹介する。

大統領令12138には、「国家的な女性の企業経営に関する方針の策定および女性の企業経営のための国家的なプログラムを発展、調整および実施するために必要な施策の規定」という見出しが付されている。大統領令前文においては「アメリカ合衆国大統領として私に授権されている権限に基づき、国家的な女性の企業経営に関する方針を定め、女性の企業経営のための国家的なプログラムを発展、調整および実施するために必要な施策を規定するため、以下について命令する」とうたわれており、以下の条文において、連邦機関に女性の経営する企業を発展させるための措置を取ることを命じると共に、女性の企業に関する独立行政委員会の設置について規定している。

大統領令12138は、女性が所有する中小企業の定義として、次のように定めている。

⁶⁹ 44 FR 29637.

「女性が所有する企業」は、女性、もしくは女性を指揮(control)または管理(operate)する女性によって少なくとも51%が所有されている企業をさすものとする。ここでいう「管理」とは、日々のマネジメントに関係する活動をさすものとする。

大統領令 12138 で注目されるのは、政府調達における女性の差別の禁止、女性の企業を支援するためにアファーマティブ・アクションを実施すること、女性企業支援の手段としてセットアサイドを採用すべきであることを、次のように明言している点である。

1-101 法令上の権限またはその他法により認められる権限の範囲内で、連邦省庁および機関は次を実施しなければならない。

(a) (略)

(b) (略)

(c) プログラムまたは活動に対して連邦による財政支援を給付することを授權されているいかなる省または機関も、当該財政支出の受給者に女性の企業経営を支援する適切なアファーマティブ・アクションを実施し、女性の企業経営を性に基づいて差別する行動や方針を禁止することを要求する規則を定めなければならない。本項を目的として、連邦による財政支援とは、交付金、協力的契約、ローン、または保険契約以外の契約による方法にまで拡張するものとする。当該規則は、違反に対する制裁を定めなければならない。法によって特定されている場合を除き、関係する省または機関が相当の者に対して当該規則の遵守違反について助言し、自主的な方法によっては遵守が確保されないと判断するまでの間は、機関による制裁は適用してはならない。

1-102 本命令を目的として、女性の企業経営の特別な必要性に対して責任を負う新しいプログラムの創出もしくは支援、女性の企業経営を目的としてビジネスもしくはビジネスに関連する機会を促進させるインセンティブを付与すること、女性の企業経営を支援する情報を収集し普及させること、および女性の企業経営に対して知識とビジネスに関連するサービスおよび資源に対するアクセスを保証することを含み、かつこれらに限定されないアファーマティブ・アクションを実施することができる。本命令を実施する際に、連邦機関が数値的なセットアサイドまたは類似の基準を導入したり、セットアサイドの遵守を要求したりするときは、当該連邦機関は基準の目的を明らかとしなければならない。また当該基準は、女性の企業経営に対する差別に関する事実認定と当該基準を採用する必要性に基

づいて策定されなければならない。

1-103 (略)

さらに、大統領令 12138 の規定を具体化するために、翌 1980 年 6 月に連邦各機関の長に対してポリシー・レター80-4⁷⁰が発出される。このポリシー・レター80-4 によって、政府調達において女性が所有・経営する企業を優遇する条件が具体的に定められた。

ポリシー・レター80-4 は、次のように連邦政府の調達に関する規則類の改正を命じた。

政府は、調達方針の適用に際して統一性および一貫性を要求される。本命令（湯浅注：ポリシー・レター80-4）は、女性の企業経営に関するプログラムに適用される統一的政策を規定するものとする。条項および規定は、本統一的政策を反映したものでなければならない。国防調達規則、連邦調達規則類、連邦航空局(NASA)調達規則類は、本政策に適合させるために改正されなければならない。

また、政府の調達契約において、次のように女性が所有する企業を優遇する条項をかならず挿入することを義務づけた。

1. 1 万ドルをこえると予測されるすべての契約においては、(i)契約に含まれるすべての下請が、合衆国、占領地、プエルト・リコおよび太平洋諸島信託領の外で行われる場合、(ii)サービスマン契約が、その性質上、個人的なものである場合を除き、次の条項を挿入しなければならない。

「女性の所有する企業の利用（1 万ドル以上）」

(a)女性が所有する企業が、いかなる連邦機関によって出資される契約の締結においても最大限に実行可能な参加の機会を与えられなければならないことは、合衆国政府の政策である。

(b)契約業者は、下請契約業者についても本契約を効率的に履行する範囲内で最大限に本政策を実行することに同意するものとする。本契約において、「女性が所有する企業」は、女性、もしくは女性を指揮または管理する女性によって少なくとも 51%が所有されている企業をさすものとする。ここでいう「管理」とは、日々のマネジメントに関係する活動をさすものと

⁷⁰ Policy letter 80-4, 45 F.R. 31028 (1980).

する。「女性」は、すべての女性企業所有者をさすものとする。

(条項終わり)

2. すべての契約、修正または変更において、50 万ドルをこえると予測される場合、またはいかなる公共施設の建設契約においても 100 万ドルをこえると予測される場合には、上記 1 の女性の所有する企業の利用に関する条項と共に、次の条項を挿入しなければならない。

「女性の所有する企業に関する下請プログラム (50 万ドル以上、または 100 万ドル以上の公共施設建設)」

(a) 契約業者は、女性の所有する企業が本契約の下で下請契約業者および原材料供給者に対して公正と判断されるようにプログラムを策定し実行することに同意する。本件に関して、契約業者は次を行わなければならない。

(1) 契約業者の女性の所有する企業に関するプログラムを監督するリエゾン・オフィサーの任命。

(2) すべての「自製するか、購入するか」の決定において女性が所有する企業に関する事項の可能性を適切かつ時宜に応じて考慮すること。

(3) 女性が所有する企業の入札有資格者名簿を作成し、下請契約の競争者としての公正な機会を与えること。特に、機会の予定についての情報提供、特に勧誘、入札準備の時間、数量、仕様および納入スケジュールについての取り決めを行い、女性が所有する企業が容易に入札できるようにすること。

(4) 次の項目を示す記録を整備すること。(i) 入札有資格者名簿の作成を含む本条項で定められた政策を遵守するための手続、(ii) 入札有資格者名簿の女性が所有する企業の、マイノリティの女性および非マイノリティの女性ごとの査定、(iii) 女性が所有する企業を認識し、契約を締結するために行った特記事項。

(5) 「女性が所有するビジネスの利用」条項を、実体的な下請機会を付与する下請契約に挿入すること。

(6) 女性が所有する企業に関する契約業者の手続および業務について、契約担当官が時宜に応じて実施する研究および調査に協力すること。

(7) 本項(4)に定める女性が所有する企業との下請契約に関する記録類を、定期的に、契約担当官が定める方法および時期 (ただし、四半期に 1 回以上の間隔とする) に報告する

こと。

(b)契約業者は、実質的な下請契約機会を提供する契約であって、50万ドルをこえる契約または100万ドルをこえる公共施設建設契約において、本条項の文言を実体的に遵守する条項を挿入するものとし、当該下請契約業者名により契約担当官に通知するものとする。

(c)契約業者は、前項(b)に定める入札またはプロポーザルの提出時に、下請契約業者が、女性が所有する企業の利用に関する規定に真正に適合した女性が所有または管理する企業であることの書面による証明要求に、同意するものとする。

(条項終わり)

これらの施策により、「女性の企業経営に関する国の方針(National Women's Business Enterprise Policy)」が定められ、政府調達において女性が所有・経営する企業を優遇する条件を明確に定めることで、女性が所有・経営する企業への優遇が具体化されたのである。

しかしカーター政権下では、女性が所有・経営する企業への優遇を法制化することはできなかった。そもそもカーター大統領の中小企業やマイノリティの企業に対する政策は、二面性を持っていたといえる。

一面では、カーター政権はジョンソン政権以来のマイノリティ中小企業優遇政策をさらに拡充することに着手し、本節で詳述したように女性が所有・経営する中小企業に対するセットアサイドを大統領令で策定するなど、一連のマイノリティが所有する中小企業に対する優遇制度を導入した。

その反面で、カーター政権は深刻化する不況脱出のために規制緩和を推進した。特に1978年に航空規制緩和法⁷¹を制定して民間航空自由化政策を強力に推進した。規制緩和は、中小企業やマイノリティを優遇するための規制の緩和にもつながる。実際に、規制緩和はカーター政権後のレーガン政権において本格化する。規制緩和の一環として、前述したようにレーガン政権期には中小企業庁自体の廃止が議論される。その意味で、カーター政権は、中小企業やマイノリティを優遇する規制を緩和する端緒を開いたという一面も持つことになるのである。

カーター政権の後のレーガン政権では、1988年に女性の企業所有法⁷²が制定された。この法律は、女性に対する信用保証機会の充実による融資における男女平等の実現、女性が所有する企業の数を増加させること、中小企業庁に女性所有企業局を設置すること、全国女性企業委員会を設

⁷¹ Airline Deregulation Act of 1978, Pub.L. 95-504.

⁷² Women's Ownership Act of 1988, Pub. L. 100-533.

置すること、全国に女性企業センターを設置し女性を対象とするプログラムを行うこと、を骨子とするものであった。

これによって、超党派の連邦諮問機関として全国女性企業委員会⁷³が設置された。委員会はその後の再編により、任期3年の15人の委員により構成されるようになった。その内訳は、中小企業庁により指名される女性の企業所有者の代表8名（その半分は大統領の与党、残り半分は野党）、中小企業庁により指名される女性団体の代表6名、大統領により指名される委員長1名となっている。

女性の企業所有法は、大統領令12138以来の連邦政府の調達契約における女性企業優遇に制定法上の根拠を与えるものであった。しかし、女性の企業所有法では数値目標は導入されなかった。このため、女性の企業所有法の制定後、1994年に連邦調達改革法⁷⁴が制定されるまでの間は、大統領令12138に基づき毎年度中小企業庁が連邦政府の各機関と協議して目標を定めることになった。

カーター政権以来の民主党政権となったクリントン政権では、女性の所有・経営する中小企業に対する優遇策をさらに具体化し、セットアサイドを法制化しようとした。

1994年に連邦調達改革法が制定されるが、連邦調達改革法は中小企業法の一部を修正するものであり、連邦政府の諸機関の調達に際し、女性が所有する中小企業への元請契約および下請契約の割合を5%以上にするという数値目標が明確に定められた。また中小企業庁の権限が強化され、中小企業庁は連邦政府が発注した調達の元請契約者に対して、下請契約を結ぶ際にも女性が所有する中小企業を優遇することを求める規制を行うことができるようになった⁷⁵。

これらの施策によって、女性が所有する中小企業への発注は件数、金額ともに増加した。表1は、連邦政府の調達契約額中に占める女性が所有する企業への発注額の推移を示したものであるが、元請契約ベースでは、1997年度には全体の2%に満たなかった割合が2000年度には2.3%にまで増加している。また下請契約ベースでは、2000年度には5%をこえている。

しかし、このようなセットアサイドの数値目標の法制化にもかかわらず、連邦政府全体では2003年度末の段階でも女性が所有する中小企業への元請契約および下請契約の割合を5%以上にするという数値目標を達成することはできなかった（National Women's Business Council、2004）。

⁷³ National Women's Business Council.

⁷⁴ Federal Acquisition Streamlining Act, 41 U.S.C. § 253j(b) *et seq* (1994).

⁷⁵ 48 CFR 19.7.

	年度	総額 (10億ドル)	中小企業総額 (10億ドル)	女性が所有する企業		
				総額 (10億ドル)	総額中の割合(%)	中小企業総額中の割合(%)
元請契約	1997	177.5	40	3.3	1.9	8.3
	1998	181.8	42.5	4	2.2	9.4
	1999	185.8	43	4.6	2.5	10.5
	2000	200.9	44.7	4.6	2.3	10.2
下請契約	1997	109.2	450.5	4.3	3.9	0.9
	1998	97.8	27.4	3.1	4.6	11.3
	1999	99	27.9	3	4.3	10.7
	2000	22.3	9.1	1.3	5.7	13.9

表 1 連邦政府の調達契約発注額の推移 (1997 年度～2000 年度)

Source: United States Small Business Administration, Office of Advocacy (2001)より作成

クリントン政権末期の 2000 年に、女性を相手方とする契約の平等に関する法律⁷⁶が超党派で制定される。

本法では女性が所有・経営する企業に対して優遇するプログラムを実施する権限を、次のように連邦政府の契約担当官に対して付与した。

(B)女性により所有・管理される中小企業

(中略)

(2)契約を制限する権限

本法の規定により、契約担当官は女性によって所有かつ管理される中小企業に対する連邦政府の資材またはサービスの調達に関するいかなる契約についても、次の場合に競争を制限することができる。

(A)当該企業が、経済的に不利にある 1 人または複数の女性によって 51%以上所有され

⁷⁶ Equity in Contracting for Women Act of 2000, Pub. L. 106-554.

ており、当該所有が共有財産に関する法律にかかわらず定められている場合。

(B)契約担当官が、2社以上の女性によって所有かつ管理される企業が契約に対する申し出を行うものと合理的に期待しうる場合。

(C)本法(3)項に基づく資材またはサービス調達に係る契約であると認識された場合。

(D)予定契約価格(オプションを含む)が、製造業に分類される工業製品については500万ドル、その他の契約については300万ドルをこえない場合。

(E)契約担当官の予測において、契約価格が公正かつ合理的な値段により形成されることができうる場合。

(F)当該企業が連邦政府機関、州政府または指定認証機関によって、女性により所有かつ管理されている中小企業であることが認定されている場合、または当該企業が女性により所有かつ管理されている中小企業であると証明し中小企業庁によって定められた基準に基づき認定されるに足る証拠書類を提出した場合。

(3)適用免除

女性により所有かつ管理されている中小企業に関し、中小企業庁は、当該企業が十分に代表されていないと判断した産業に属する場合は、本項(2)(A)の規定の適用を免除することができる。

また本法は、連邦政府に対して、調査を行って女性の所有・経営する企業が連邦政府の契約に対して「十分に加わることができていない(underrepresented)」業種を特定化するように求めていた。連邦政府は、女性が所有・経営する企業に対して優遇するプログラムの適用を受けることができる企業を認定するために、本法による支援を受けることができる中小企業の認定に関する不服の申立、申立に関する審査、取り消し等の行政手続を定めること、本法の適用対象となる中小企業の認定の正確性を確認する手続を定めることが求められた。

当初中小企業庁は2001年までに上記の2手続について定めることとしていたが、2001年度中に策定することができず、次期ブッシュ政権に持ち越されることとなった。

クリントン政権におけるマイノリティ企業優遇政策が、セットアサイドの数値目標の法制化にもかかわらず目標達成に失敗するなど中途半端なものに終わった背景には、後述する連邦最高裁判所の判決の影響と共に、1994年中間選挙で民主党が大敗して上下両院とも共和党が議会多数派

となり、いわゆる分裂政府⁷⁷状態となって、議会に配慮した政策運営を余儀なくされたことが挙げられよう。クリントン政権は、分裂政府によって政策決定の上で大きな制約を受けることになり、共和党優位の議会主導による立法によって政策運営に掣肘を受けることになった。政権自体はマイノリティの中小企業への優遇策を充実させようとしたり、健康保険制度改革を行おうとしたりしたが、健康保険制度改革には結局失敗し、1996年には個人責任・労働機会調整法⁷⁸に署名することを余儀なくされるなど、マイノリティ政策や社会福祉の領域における政策決定の主導権を議会に奪われる形となった。

個人責任・労働機会調整法の制定がなぜ重要な意義を持つかと言えば、この法律はニューディール政策の一環として1935年に制定された社会保険法⁷⁹により創設されて以来、貧困家庭を対象として児童手当を支給してきた要扶養児童家族扶助制度⁸⁰を廃止するという思い切った内容であったからである。日本の制度に例えて言えば、生活保護制度を改革して生活扶助制度を廃止するようなものであった。

なぜこのような大改正が行われたかについては、1990年代のアメリカ政治思想の潮流が大きく関係している。アメリカでは、1965年に公表されたダニエル・パトリック・モイニハンの報告書「黒人家族」(United States Department of Labor, 1965)以来、「貧困の文化」をめぐって論争が続いてきた。クリントン政権期には社会福祉政策がかえって貧困層の婚外出産を助長し「貧困の文化」を支えているというチャールズ・マレーの要扶養児童家族扶助制度批判(Murray, 1984)をはじめとする社会福祉への懐疑論・反対論が支持を集めるようになる。小さな政府を伝統的に志向する共和党が議会多数派となったこともあって、ついには要扶養児童家族扶助制度の廃止に至るのである。ちなみにフランシス・フクヤマは、このような状況は後にブッシュ政権期においてネオコンが台頭する一兆候であったことを指摘している(Fukuyama, 2006)。

2.5. 女性が所有する企業へのセットアサイドの見直し

2期8年のクリントン民主党政権の後、ゴア副大統領との大接戦を制して、共和党のブッシュ政権がその後継となった。

ブッシュ政権は2001年9月11日の同時多発テロの発生をうけて「テロとの戦い」を発表し、ネオコンの政治思想を信奉するスタッフを重用してアフガニスタン侵攻、イラク戦争などを実施

⁷⁷ Divided government.

⁷⁸ Personal Responsibility and Work Opportunity Act, Pub. L. 104-193.

⁷⁹ Social Security Act, 42 U.S.C. Ch.7.

⁸⁰ Aid to Families with Dependent Children = AFDC.

する。経済政策の基本は伝統的な共和党の新自由主義的「小さな政府」を志向するものであり、中小企業政策やマイノリティの経営する企業政策にも変化が現れた。

前述したように、2000年に女性を相手方とする契約の平等に関する法律が制定され、連邦政府は本法による支援を受けることができる中小企業の認定に関する不服の申立、申立に関する審査、取り消し等の行政手続、本法の適用対象となる中小企業の認定の正確性を確認する手続を定めることを求められた。また、連邦議会予算局の試算では、同法の内容を実施するためには毎年500万ドルの支出が必要となるとみられていた（Congressional Budget Office、2000）。しかし、中小企業庁は2003年度、2004年度にも同法に基づくプログラムを実施するための予算を計上しなかった。

このため全米女性商工会議所⁸¹は、行政手続法に基づいて中小企業庁に対して同法の内容を実施するように命令することを求める訴えを2004年10月29日にコロンビア特別区連邦地方裁判所に提起した。

一方、全米研究評議会(National Research Council)は、2005年3月に報告書「連邦契約における女性が所有する中小企業に関する情報の分析」を公表する。全米研究評議会は、科学研究の資金を援助する政府機関である全米科学財団⁸²等の実務を行う機関であるが、報告書の中では産業別に女性が所有する中小企業の参入状況を検討する必要性が強調され、データの収集方法や参入状況の把握方法、連邦の調達契約に関する報告書の作成、下請契約に関するデータの収集、女性が所有する中小企業に関する研究アジェンダの設定という4点が勧告された(National Research Council、2005)。

このような情勢の下、2007年12月によりやく中小企業庁は連邦政府の女性が所有・経営する企業からの調達方針の改正案を公表した⁸³。改正案の骨子は、連邦政府の女性が所有・経営する企業からの調達に関する規則のうち、中小企業の定義(サイズ)に関する条文⁸⁴、政府の契約に関する条文⁸⁵、女性が所有・経営する企業に関するプログラムの適用対象に関する部分⁸⁶、不服申立て等に関する部分⁸⁷をそれぞれ改正し、女性が所有・経営する企業への連邦政府の優遇の範囲を限定して、次の特定産業だけを対象としようとするものであった(表2)。

⁸¹ United States Women's Chamber of Commerce.

⁸² National Science Foundation (NSF).

⁸³ 72 FR 73285.

⁸⁴ 13 CFR 121.

⁸⁵ 13 CFR 125.

⁸⁶ 13 CFR 127.

⁸⁷ 13 CFR 134.

NAICS コード	産業分類
9281	National Security and International Affairs
3328	Coating, Engraving, Heat Treating, and Allied Activities
3371	Household and Institutional Furniture and Kitchen Cabinet
4412	Other Motor Vehicle Dealers

表 2 SBC の改正案による女性が所有・経営する企業の参入が十分でないとされた産業

この改正案に対して、各方面から反対の声が上がった。

超党派の連邦諮問機関である全国女性企業委員会は、2008年2月1日付で、タミ・ロンバージュ委員長名でブッシュ大統領に書簡を送った。書簡の中では、「委員の間ではこの改正案に関する意見の相違点が多いものの、女性が求めている連邦の契約への支援を増やすことは女性が所有する企業全体を発展させるためきわめて重要であるという点で、我々は一致しています。委員会は、真摯に改正案の破棄を勧告するものです」と述べ、改正に反対の姿勢を明確に示した。

その後、2008年9月に中小企業庁は再度、改正案を公開した。中小企業庁が改正の根拠としたのは、ランド研究所が中小企業庁からの依頼で作成した報告書（Reardon、2007）である。

この報告書ではデータ分析に基づき、女性が所有・経営する企業の市場への参入状況は、産業の種類によって「ばらついた割合(disparity ratio)」にあるとした。産業の分類には北米産業分類システム⁸⁸の4ケタのコードが利用され、ランド研究所の報告書で女性が所有・経営する企業の市場への参入状況が検証された140の産業のうち、表3に示す31の産業は女性が所有する企業が参入できていない、または十分に参入できていないと判断された。その上で、中小企業庁は連邦政府の調達における女性が所有・経営する企業への優遇を、これらの31産業の企業に限定する方針を示したのである。

⁸⁸ North American Industry Classification System = NAICS.

NAICS コード	産業分類
2361	Residential Building Construction
3149	Other Textile Product Mills
3152	Cut and Sew Apparel Manufacturing
3231	Printing and Related Support Activities
3259	Other Chemical Product and Preparation Manufacturing
3323	Architectural and Structural Metals Manufacturing
3324	Boiler Tank and Shipping Container Manufacturing
3328	Coating Engraving Heat Treating and Allied Activities
3369	Other Transportation Equipment Manufacturing
3371	Household and Institutional Furniture and Kitchen Cabinet Manufacturing
4412	Other Motor Vehicle Dealers
4461	Health and Personal Care Stores
4543	Direct Selling Establishments
4841	General Freight Trucking
4931	Warehousing and Storage
5179	Other Telecommunications
5312	Offices of Real Estate Agents and Brokers
5413	Architectural Engineering and Related Services
5414	Specialized Design Services
5417	Scientific Research and Development Services
5419	Other Professional Scientific and Technical Services
5614	Business Support Services
5615	Travel Arrangement and Reservation Services
5619	Other Support Services
5622	Waste Treatment and Disposal
5629	Remediation and Other Waste Management Services
6114	Business Schools and Computer and Management Training
6115	Technical and Trade Schools
6116	Other Schools and Instruction
6214	Outpatient Care Centers
8112	Electronic and Precision Equipment Repair and Maintenance
8129	Other Personal Services

表 3 女性が所有・経営する企業の参入が十分でないと考えられた産業

Source: 72 FR 73285 より作成

2008年10月、ブッシュ大統領はロンバッチャー委員長に替えてキャロル・ジーン・ジョーダンを全国女性企業委員会の委員長に指名した。ジョーダン委員長はフロリダ州に本拠をおくスプリングラー製造販売会社の女性経営者であるが、フロリダ州共和党女性委員会の委員長を1993年

から 1998 年までつとめ、その後 2003 年にはフロリダ州共和党委員長に選出されるという経歴を有する。ジョーダン委員長の下で、委員会は 2008 年 10 月 30 日付けで再度中小企業庁に書簡を送るが、今度はロンバージャ委員長とは異なり、十分に検討する時間がなかったとして明確な回答を避けた。

このようにブッシュ政権ではマイノリティが所有する中小企業に対する優遇政策に対する揺り戻しが行われようとしたが、ブッシュ政権の中小企業対策に関する消極的な姿勢は、中小企業庁の人事にも現れた。

前述したように中小企業庁は災害被災者への融資も所管するが、2005 年 8 月末にアメリカ南部を襲ったハリケーン・カトリーナ被災者への中小企業庁の対応の遅れ、復興事業における中小企業対策の不足は、議会からも批判を受けた (United States Government Accountability Office, 2006)。そこでブッシュ大統領は中小企業庁長官を更迭して、2006 年にスティーブン・プレストンを長官に任命した。しかし、プレストン長官は自ら起業した経験や中小企業で勤務した経験が全くない人物で、シカゴ大学で MBA を取得した後一貫して大規模な銀行や証券会社を財務担当役員として渡り歩き (その中にはリーマン・ブラザーズ上級副社長という経歴も含まれる)、政府のポストにつくのも初めてであった。

プレストン長官の下でも中小企業庁に対する批判は止まず、プレストン長官は 2008 年 4 月に中小企業庁長官を辞して住宅都市省長官に就任することになった。いわば横滑りをしたわけであるが、これに対して、連邦下院の中小企業委員会で長年委員長をつとめるナディア・ベラスケス議員 (民主党、ニューヨーク州第 12 区) は、「うまくいかない役所と別の役所を取り換えるというのは、お門違いだ。中小企業庁のカトリーナ災害復興は完全な失敗で、大企業は中小企業をどんどん飲み込んでいる。中小企業庁の職員のモラルは、連邦政府の諸機関の中でも最悪である」と酷評した (Valaquez, 2008)。

結局ブッシュ政権では、女性の所有・経営する中小企業に対する優遇策としてのセットアサイドの対象産業限定問題には決着がつかなかった。その背景には、2008 年度後半以降、主要閣僚が次々に辞任するなど、ブッシュ政権がいわゆるレームダック状態に陥っていったこともあると思われる。

本報告書執筆時点の政権は、クリントン政権以来の民主党政権となるオバマ政権である。オバマ政権における中小企業政策や女性が所有する企業に対する優遇策の行方はいまだ不透明である。

上院議員時代のオバマ大統領は、中小企業庁による連邦政府の女性が所有・経営する企業からの調達方針の改正案を強く批判していた。また上院議員時代に出版した著書の中でも、ブッシュ

大統領の「小さな政府」理念そのものを、「ジョージ・ブッシュが 2000 年の大統領選で公約した『寛容な保守主義』の代わりに具体化したのは今日の共和党のイデオロギー的な中核である絶対主義であって、保守主義ではなかった。それは、税金なし、規制なし、セーフティネットなし——個人の財産を保護し国家を防衛すること以外の役割を果たす政府なしという自由市場絶対主義である」と非難している (Obama、2006)。大統領選挙戦におけるマニフェストでは、女性が所有する中小企業に対する投資を増やすことを政策として掲げ、クリントン政権が実施した女性が所有する中小企業に対する連邦調達契約の数値目標プログラムを実行すると公約した (Obama and Biden、2008)。

このような背景から推察すれば、オバマ政権は女性が所有する企業に対する優遇策を強化するのではないかとも思われる。しかし今、アメリカは 100 年に一度といわれる経済恐慌に見舞われ、ビッグスリーをはじめとする世界的大企業を破綻させることすらオプションとして取り沙汰されているような状況である。このような情勢の下で、中小企業政策や女性が所有する企業に対する優遇策がオバマ政権の政策のなかでどのような優先度を与えられるかをみきわめるには、いましばらく時間がかかるであろう。

3. EU 諸国における運用

3.1. 各国における法の規定

EU 諸国においては、男女雇用均等法制が比較的早くから発展してきており、ポジティブ・アクション評価についても雇用法制を中心として規定されている。

EU では、「男女同一賃金原則の適用についての加盟国法制の接近に関する指令」「雇用、職業訓練及び昇進へのアクセス並びに労働条件についての男女均等待遇原則の実施に関する指令」「社会保障分野における男女均等待遇原則の実施の促進に関する指令」の3つの指令が、1970年後半に採択された。

欧州委員会は、1984年に加盟国に対して女性に対するポジティブ・アクションの推進を勧告した。1984年12月13日の勧告では、次の事項が勧告されている⁸⁹。

- 女性の職業生活に対して影響を与える既存の不平等を排除し、雇用における両性のバランスを実現するために、国家政策としてのポジティブ・アクション政策を導入すること。
- ポジティブ・アクションを実現する手段を導入するための検討等を行うフレームワークを構築すること。
- 公的セクターおよび私的セクターの両方において、ポジティブ・アクション導入および継続的实施を実現すること。
- 一般の公衆および産業界の両方に働く女性に平等な権利を与えることの必要性を気づかせるための施策等を含め、可能な限りの手段を含んだポジティブ・アクションを実施すること。
- ポジティブ・アクション政策や手段を、できるだけ多くの公衆および産業界に周知すること。
- 国家レベルの雇用均等機関に必要な権限を付与して、ポジティブ・アクション推進手段に貢献すること。
- ガイドライン、原則、望ましい実施例などの提供を通じて、産業界自身によるポジティブ・アクション推進を推奨すること。
- 公的セクターにおける雇用均等を推進すること。
- 公的セクターおよび私的セクターの両方の情報収集に努め、ポジティブ・アクション推

⁸⁹ O.J. L 331, 19/12/1984 p. 0034 – 0035.

進手段の評価やフォローアップを行うこと。

その後、マーストリヒト条約に付属する社会政策協定の手続によって、男女同一賃金、男女均等処遇などが規定され、各国の法制にも反映されるようになった。男女均等待遇指令⁹⁰第2条第4項は、特に女性の機会に影響を与える現存する不平等を除去することにより、男女の機会均等を推進する措置を妨げないと規定しており、この規定を根拠として、欧州委員会及び加盟各国はポジティブ・アクション評価を推進してきた。

しかし、欧州司法裁判所は1995年にカランケ判決⁹¹を下し、女性に絶対的かつ無条件の優先権を与える国内法は、上記の例外の限界を逸脱するものであり、無効だと判示した。この判決は、女性の優先雇用を定めたドイツのブレーメン州の法が男女均等待遇指令に違反し無効であるとされたものであるが、ポジティブ・アクションを行おうとする際に男女同一賃金、男女均等処遇が逆に足かせともなりえることを示している。このため、欧州委員会は男女均等待遇指令の改正案を提案し、アムステルダム条約による改正によって、ローマ条約にポジティブ・アクションの促進を規定することになった。

その後、1997年に欧州司法裁判所によってマルシャル判決⁹²が下され、女性に絶対的かつ無条件の優先権を与えるものでなければ女性優遇措置は指令に反しないと判示された。この判決では、ノルトライン・ウェストファーレン州の女性優遇規則は、絶対的かつ無条件の優先権を与えるものではなく、個別の男性候補者に特別の理由があればそちらにバランスが傾くようなもの（「留保規定」）であるとして、留保規定であれば、同等の資格を有する場合に女性候補者を優先的に昇進させる国内法は男女均等待遇指令第2条第4項に違反するものではないとした。

3.2. 各国におけるインセンティブの状況

前述したように、EU加盟国においては男女同一賃金、男女均等処遇などについて規定する法制度を整備しているが、その内容にはかなりの相違がある。アファーマティブ・アクションまたはポジティブ・アクションについては、ローマ条約で推進が勧告されているが、すべての加盟国が法的に規定しているわけではない。雇用者によるポジティブ・アクションをどのように評価してインセンティブを付与するか、男女均等処遇に関する規定を遵守しない雇用者に対してどのよう

⁹⁰ Of 23 September 2002 Official Journal (O.J.) L 269, 05/10/2002 p. 0015 – 0020.

⁹¹ Case C-450/93, *Eckhard Kalanke v Freie Hansestadt Bremen*, [1995] European Court reports (ECR) p. I-03051.

⁹² Case C-409/95, *Hellmut Marschall v Land Nordrhein-Westfalen*, [1997] ECR p. I-06363.

な罰則が適用されるかについては、国によって異なる（表 4）。

国名	雇用均等機関 の法的権限	均等法違反に対する制裁			
		違反事業者 の公表	罰金または科 料	その他の制裁	刑事罰
オーストリア	○		○		○
ベルギー	○ (性差別につ いては権限弱)	○	△ (性差別につ いてはなし)		△ (性差別 について はなし)
チェコ	○		○		
デンマーク			○		
フィンランド	○		○	○	○
フランス	○ (権限弱)		○	○	○
ドイツ		○	○	○	○
ギリシャ	○ (性差別のみ)	△ (性差別の み若干例)	○	○	○
イタリア	○ (権限弱)	○	△ (規定あるが 実例無し)	△ (規定あるが 実例無し)	
オランダ	○ (権限弱)	○	○		○
ポーランド	○		○		○
ポルトガル		○	○	○	
スペイン		○	○	○	○
スウェーデン	○ (権限弱)				
イギリス	○	○			

表 4 雇用均等に関する各国の制度

(出典：OECD2008 より作成)

3.3. ドイツにおける法の規定

EU 諸国の中でも、女性に対するポジティブ・アクション政策を積極的に推進しているのは、ドイツである。ドイツにおけるポジティブ・アクションの推進の一つのきっかけとなったのは、1990年の東西ドイツ統一であり、背景には統一によって生じた経済混乱と、旧東ドイツの女性が職場

において競争にさらされるようになったことがあった。

周知のように、東西ドイツの統一は、事実上は西ドイツへの東ドイツの編入であった。東西ドイツの経済力や賃金水準には大きな相違があったにもかかわらず、ドイツ統一時に西ドイツの通貨マルクを東ドイツ地域に流通させる際の交換比率は1対1とされ、賃金、年金等についても同じ取扱となった。この交換比率は、明らかに東西の生産性の差に見合わない水準に設定されており、統一後は競争力のない旧東ドイツの産業が打撃を受ける一方、安い労働力が旧東ドイツから旧西ドイツに流れ込んで、東西両方で失業者の増加などの経済混乱が発生した。特に旧東ドイツ地域の失業率は、統一後上昇の一途をたどった。

一般に旧社会主義国家では女性にも労働義務が課せられていたこともあり、西側諸国よりも女性の社会進出が進んでいたという一面があった。旧東ドイツにおいては、旧西ドイツよりも女性の職場進出が進んでいた。しかし統一によって、旧東ドイツの女性は能力や地位にかかわらず旧西ドイツ出身の人材との職場における競争にさらされることになった。また、統一当時の旧西ドイツの与党であったキリスト教民主党は、旧西ドイツにおいては伝統的に男性によって占められていたが旧東ドイツでは女性も進出していた職場について、旧西ドイツ同様に女性を締め出そうとした。このため、旧東ドイツの教員や公務員などが統一にあたって審査を受けた際、女性は不利な取扱いを受けることが多かった（Alsop、2000）。

ところで、東西の法制度は、統一時点では全く異なっていた。このため、1990年に早期に統一を図ることが決定され、旧西ドイツの憲法であったボン基本法が改正されて統一ドイツの憲法となった。1994年の改正の際に、基本法第3条が改正された。

ボン基本法第3条は次のように定めている。

（法の下での平等）

第3条

- 1 すべての人は、法の前に平等である。
- 2 男女は、平等の権利を有する。国家は、男女の平等が実際に実現するように促進し、現在存在している不平等の除去に向けて努力する。
- 3 何人も、その性別、門地、人種、言語、出身地および血統、信仰または宗教的もしくは政治的意見のために、差別され、または優遇されてはならない。何人も、障害を理由として差別されてはならない。

第2項の「国家は、男女の平等が実際に実現するように促進し、現在存在している不平等の除去に向けて努力する」という文言が、このときに追加されたものである。これが、ドイツにおけるポジティブ・アクション推進の根拠になっているといえる。というのも、男女同権の実現を促進すること、現在存在している不平等を除去するように努力することが、国の義務とされたためである。

このことから、ドイツにおいてはその後公的セクターにおけるポジティブ・アクションが積極的に推進されるようになった。2001年には「女性と男性の平等の実現のための法律（平等実現法）」が連邦法として制定され、女性の比率が50%以下の部署で同資格の男女がいた場合には女性を優先して採用する、公務員を採用する際には一次面接に男女同数の審査員を招く、等を規定している（齊藤、2006）。

3.4. ドイツの自治体における基準と運用

前述したように、ドイツはポジティブ・アクションを積極的に行っているが、問題点もある。それは、ドイツにおけるポジティブ・アクションに関する法規制は、連邦レベルでは公的セクターに対してだけ及ぶという点である（Peters、1999）。

これに対して州以下の自治体においては、さらに私的セクターのポジティブ・アクションを積極的に評価するようになっている。特に、私的セクターのポジティブ・アクション評価の先進例となっているのが、ドイツの州政府である。

ドイツ各州においては、州法の「平等法」がポジティブ・アクション評価の根拠となっている。この平等法の規定は、連邦の憲法であるボン基本法第3条の規定を根拠として、各州の権限によって制定されるものである。

これを根拠として、ドイツ各州においては各州の「平等法」の規定によって公契約・給付の条件として民間部門が男女平等の促進を行っていることを条件とするというポジティブ・アクション評価が行われている。

「平等法」の規定により公契約・給付の際に民間部門のポジティブ・アクション実施を条件としているのは、ベルリン州、ザクセン・アンハルト州、ザールラント州、ブランデンブルグ州、チューリゲン州である（齊藤、2003b）。

4. 日本におけるポジティブ・アクションの評価

4.1. ポジティブ・アクションに関する法の規定

わが国では現在、国の法律においてセットアサイドは採用されていない。

しかし、中小企業向け官公需については、セットアサイドに近い政策がとられている。

1966年に、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律⁹³が制定された。本法は「国等が物件の買入れ等の契約を締結する場合における中小企業者の受注の機会を確保するための措置を講ずることにより、中小企業者が供給する物件等に対する需要の増進を図り、もつて中小企業の発展に資する」（第1条）ことを目的として制定され、「国等は、国等を当事者の一方とする契約で国等以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し国等が対価の支払をすべきもの（以下「国等の契約」という。）を締結するに当たっては、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大を図るように努めなければならない」（第3条）という国の努力義務が定められた。また、地方公共団体についても「地方公共団体は、国の施策に準じて、中小企業者の受注の機会を確保するために必要な施策を講ずるように努めなければならない」（第7条）という努力義務が規定された。

さらに本法では国に中小企業の受注拡大のための方針作成義務も課しており、「国は、毎年度、国等の契約に関し、国等の当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針を作成するもの」（第4条）とされ、経済産業大臣が方針案を作成して、閣議決定することとされている。

これに基づき毎年、「中小企業者に関する国等の契約の方針」が閣議決定されている。平成20年度の場合は、官公需総予算額約8兆2651億円のうち、中小企業者向け契約目標金額として約4兆2132億円（官公需総予算額に占める比率が51%）が設定された。また実績をみると、平成19年度の場合は、物件、工事、役務の各契約について50%近くが中小企業に対して発注されている（中小企業庁、2008）。

4.2. 予算決算及び会計令72条

わが国においてセットアサイドを導入することができない一因として挙げられるのは、会計法⁹⁴、予算決算及び会計令上の制約である。

⁹³ 昭和41年法律97号。

⁹⁴ 昭和22年法律第35号。

会計法第 29 条の 3 は「契約担当官及び支出負担行為担当官（以下「契約担当官等」という。）は、売買、貸借、請負その他の契約を締結する場合においては、第 3 項及び第 4 項に規定する場合を除き、公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。」と定め、第 29 条の 6 は「契約担当官等は、競争に付する場合においては、政令の定めるところにより、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもつて申込みをした者を契約の相手方とするものとする。」と規定している。すなわち、国の会計・契約に関する法の原則においては経済性と公正性が強く求められており、客観的な数字を重視してできるだけ安価な業者を選ぶことが求められているのである。

2002 年の第 5 回男女共同参画会議において、小泉内閣総理大臣から暮らしの構造改革の一環として様々な分野における女性のチャレンジを促進することについて検討するよう指示があり、男女共同参画会議は男女共同参画会議基本問題専門調査会を設置して公契約におけるポジティブ・アクション評価の可能性を検討した。しかし結局、上記の法令の制約が問題となり、報告書においては公契約におけるポジティブ・アクション評価について「我が国の会計法の契約制度の原則である「公正性、経済性」を踏まえると、現行法上では、男女共同参画の推進状況を入札の参加登録の審査項目とすることについては、慎重な対応が必要と解釈されている。また、入札や補助金交付において必要となる男女共同参画の推進状況の評価の手法が確立されておらず、公正な競争の確保のため、実施が困難な状況でもある」として、地方公共団体における好事例の情報提供を行うにとどまっている（男女共同参画会議基本問題専門調査会、2003）。

理論的には、法律・法令の規定上の制約は当該の規定を改正すれば解消するはずである。しかし、それはできなかつたという（坂東、2004）。

その後、2005 年に内閣府男女共同参画局ポジティブ・アクション研究会は報告書を公表した。その中で、「事業者等における男女共同参画推進のための取組を促すという観点から、入札の際に、事業者等における男女共同参画の推進状況や改善計画について報告を求めたり、男女共同参画の推進を事業者の評価項目の一つとしたりするなどのポジティブ・アクションを行うことがある。これらの、現在、公契約の分野で実施されている取組事例は、憲法上の問題は生じないと考えられる。」として、入札において男女共同参画の推進を事業者の評価項目の一つとすることが憲法に違反することにはならないという考え方を示した。しかし、「公契約の一定割合をマイノリティの企業のために振り分ける制度(set aside)やマイノリティの企業による入札価格に上乘せをする制度などの強い効果をもつものについては、憲法上の問題を生じるおそれがある。」とも指摘している。

このように、現時点では上述した国の会計・契約に関する法の原則の制約をこえることはでき

ていない状況にあり、今後の理論的検討が必要とされている。

4.3. 政策入札をめぐる状況

日本の中小企業向けの官公需の「枠」とアメリカのセットアサイドとは同一のものではない。相違点は2つある。

まず、日本の中小企業向けの官公需「枠」の場合、「受注を確保しようとする中小企業者の自主的な努力を助長し、公正な競争が行われるよう配慮する」というように競争が強調されていること（逆にいえば一定の結果を保証するものではないということが強調されていること）、中小企業者向け契約の金額があくまでも目標数値にとどまることである。次に、日本の場合は下請契約者のセットアサイドが法制化されていないことである。すでに見てきたように、アメリカのセットアサイドでは政府と契約を結んだ元請契約者に対しても下請業者と契約を結ぶ場合に一定割合をマイノリティの中小企業を相手方とするように求めているが、日本の中小企業向けの官公需の「枠」は中小企業を直接調達契約の相手方とする場合に関するものである。建設業などでは中小建設業者の受注機会の増大を図るために共同企業体（JV）が普及しており、国も共同企業体運用準則⁹⁵を定める等、JV制度の普及を図ってきたが、これもある意味では中小企業を形式的に元請の一員に加えるための方策であるといえよう。

このため近時では、入札において価格を絶対的な基準としなければならないという国の調達の原則について一定の修正が加えられるようになった。ダンピングの発生、事業者の社会的責任や環境問題等に対する経営姿勢、経営内容・能力が問われない、談合や丸投げなどの温床となるといった批判もあることから、国の場合には1998（平成10）年の「規制緩和推進三ヵ年計画」に総合評価方式の導入が盛り込まれ、2000（平成12）年に通達「工事に関する入札に係わる総合評価落札方式の標準ガイドライン」が示され、実施されている。

また、地方自治体においても、1999（平成22）年2月の地方自治法施行令の改正によって、総合評価方式の導入が可能になった。地方自治法施行令は、次のように定めている。

（一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者とすることができる場合）

第167条の10 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適

⁹⁵ 昭和62年8月17日建設省中建審発第12号。

合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもつて申込みをした者のうち最低の価格をもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

第167条の10の2 普通地方公共団体の長は、一般競争入札により当該普通地方公共団体の支出の原因となる契約を締結しようとする場合において、当該契約がその性質又は目的から地方自治法第二百三十四条第三項 本文又は前条の規定により難いものであるときは、これらの規定にかかわらず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもつて申込みをした他の者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもつて申込みをした者を落札者とすることができる。

3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとするとき、総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとするとき、又は落札者決定基準を定めようとするとき

は、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

5 普通地方公共団体の長は、総合評価一般競争入札を行おうとする場合において、当該契約について第百六十七条の六第一項の規定により公告をするときは、同項の規定により公告をしなければならない事項及び同条第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価一般競争入札の方法による旨及び当該総合評価一般競争入札に係る落札者決定基準についても、公告をしなければならない。

(指名競争入札の参加者の指名等)

第 167 条の 12 普通地方公共団体の長は、指名競争入札により契約を締結しようとするときは、当該入札に参加することができる資格を有する者のうちから、当該入札に参加させようとする者を指名しなければならない。

2 前項の場合においては、普通地方公共団体の長は、入札の場所及び日時その他入札について必要な事項をその指名する者に通知しなければならない。

3 第百六十七条の六第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

4 普通地方公共団体の長は、次条において準用する第百六十七条の十の二第一項及び第二項の規定により落札者を決定する指名競争入札（以下「総合評価指名競争入札」という。）を行おうとする場合において、当該契約について第二項の規定により通知をするときは、同項の規定により通知をしなければならない事項及び前項において準用する第百六十七条の六第二項の規定により明らかにしておかなければならない事項のほか、総合評価指名競争入札の方法による旨及び当該総合評価指名競争入札に係る落札者決定基準についても、通知をしなければならない。

4.4. 日本におけるインセンティブの定義

日本では、最近政策手段として「インセンティブ」が多用されるようになっており、男女共同参画の領域でも多くのインセンティブ制度が導入されている。しかし、政策手段としてのインセンティブについては、明確な定義が与えられているわけではない。一般的にインセンティブは①刺激、誘因、動機、②目標達成のために提供する報酬、賞、その他の行為、③成績に応じて報酬等を支払う出来高払いなどと定義されているが、法的な定義はいまだ与えられていない。たとえば、「新インセンティブ契約制度」（防衛省）を例にとると、インセンティブの定義として「受注

する民間企業の努力によりコストの低減が生じた場合に、低減額の一部を企業側に付与することにより、民間企業のコスト削減への動機づけ（インセンティブ）を高め、調達価格の低減を実現する制度」とされている⁹⁶。この場合のインセンティブは、調達価格の低減という政策目標を達成するための動機づけであるとは定義されているものの、民間企業が調達価格低減という政策目的の達成に自主的に協力し、行政の誘導する政策目標の方向に自発的に適合するように行動した場合には、低減額の一部が企業側に付与されるという経済的利益が得られるというしくみである。したがってこの制度は一種の権利利益の付与であるとも考えることもできる一方、行政は新インセンティブ契約制度の導入にあたって民間企業に交付する補助金や交付金などの財源を用意する必要はなく、特定のカテゴリーに該当する民間企業に補助金や交付金などが交付される仕組みでもない。事業者が調達価格低減という行政の政策目的に適合的な行動を自主的に取った場合に反射的に経済的利益が得られるものであるから、一種の反射的利益であるという見方もできる。

本報告書執筆現在で、「インセンティブ」という文言を条文の中で用いている法令（憲法、法律、政令）は存在しない。インセンティブについて明確な定義のないままに一人歩きしているという現状には、問題点もある。男女共同参画推進にあたって今後インセンティブ制度を積極的に導入する際には、インセンティブの法的性格についても考慮する必要があるのではないかとと思われる。

⁹⁶ 防衛省装備施設本部「新インセンティブ契約制度の概要」（2008年）。
http://www.epco.mod.go.jp/insenthibu_gaiyou.pdf

5. 日本の自治体におけるポジティブ・アクションの評価

5.1. 先行事例の検討

自治体の実施する入札においてポジティブ・アクションの実施状況を評価して何らかのインセンティブ付与を行うという方法は、1990年代まではほとんど現実化していなかった(藤枝 2001)。

自治体における民間事業者のポジティブ・アクション評価の先駆となったものとしては、福岡県福岡市(現・福津市)の男女共同参画の推進状況届出の条例による義務づけが挙げられる。

福岡市では、1993年に職員で構成される「女性フォーラム」が発足し、1994年に女性問題に対する意識調査を行って1995年に報告書「女性問題解決のための福岡市行動計画素案」を市長に提出した。1996年には国が男女共同参画審議会を設置するよりも1年早く女性問題審議会を設置し、男女共同参画社会基本法の公布・施行よりも同じく1年早い1998年に「男女共同参画プラン・ふくま」を策定した。2000年には審議会等設置条例に審議会の委員の男女比クォータ制を導入開始し、2001年に12月21日に「福岡市男女がともに歩むまちづくり基本条例」(現・福岡市男女がともに歩むまちづくり基本条例、以下「基本条例」と略。) ⁹⁷を制定して翌2002年4月1日から施行した。

基本条例第6条は、次のように定めている。

(事業者等の責務)

第6条 事業者等が事業・活動を行うにあたっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を実現するため、積極的に取り組むとともに、市が実施する参画促進施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者等は、男女が家庭と就業や活動を両立できる環境の整備に努めなければならない。

3 事業者等が市と工事請負などの契約を希望し業者登録をする場合は、男女共同参画の推進状況を届け出なければならない。

一方、入札におけるポイント加点などの具体的なインセンティブを付与する嚆矢となったのは、東京都千代田区の建設工事等競争入札参加者の資格審査における加点制度、宮城県のポジティブ・アクション推進事業、鳥取県の男女共同参画推進認定企業制度といった制度であろう。

千代田区の事業は、2003年度から建設工事等競争入札参加者の資格審査にあたりISO認証取得

⁹⁷ 2005年1月24日に福岡市と津屋崎町が合併し、福津市となった。

に合わせ男女共同参画社会への実現への貢献度を総合数値に加算するというものである。宮城県の事業は、2004年度から建設工事の入札参加登録事業者について県の定める4項目のうち2項目以上に該当し確認申請すれば確認証を交付し、確認証を交付された事業者には、入札参加登録の際に評点10ポイントを付与するというものである。鳥取県の事業は、2004年度から女性管理職の登用や採用拡大の推進、育児・介護休業制度の整備推進など3項目を審査し知事が認定するものである。

一方、東京都足立区では、2004年度に男女共同参画に関する苦情があり、「指定管理者制度の導入における基本的な考え方」に男女共同参画の推進が明記されていない、区と契約を希望する事業者の選定について男女共同参画の推進に寄与する業者を選んでいない、という苦情申出があったため、苦情処理委員に意見を求めた。しかし結局、指定管理者の選定基準への明記や政策入札の導入は見送られた。

その後、自治体の実施する入札においてポジティブ・アクションの実施状況を評価するという方法は着実に普及しつつある。内閣府男女共同参画局の調査によれば、2007年の時点で公契約におけるポジティブ・アクションに関する制度がある自治体の内訳は、都道府県27、政令指定都市3、市町村14となっており（内閣府2008）、そのうちの8割は入札参加資格の審査に関わるものである。特に都道府県の過半数が何らかの制度を導入しており、内閣府男女共同参画局の調査報告書においても、「都道府県においては、公契約におけるポジティブ・アクションが、ある程度普及してきている」という評価を受けている（内閣府2008）。

5.2. 問題点の検討

旧・福岡町の基本条例については、「この施策のポイントは、報告書の内容を直接に契約の成否に影響させないことである」（大西2006）とか、「町おこし」「気づきの効果」にすぎない（鹿嶋2003）と評価される場合もあり、男女共同参画の推進状況を直接評価しないことがポイントであると受け取られている節もある。

その一因は、報告書に記載された男女共同参画の推進状況を指名基準の要件には含めないと公文書中に明示するという運用が行われていた点にあったと考えられる。

男女共同参画推進状況報告書の提出を求める際、市長名で「入札参加資格審査申請に伴う男女共同参画推進状況の報告について（依頼）」という文書を事業者に対して配付する。この文書は、男女共同参画推進状況報告書の提出義務の趣旨について説明し事業者の協力を依頼するものであるが、そのなかで、福津市における指名競争入札等に参加を希望する場合は指名競争入札等参加

資格審査申請に必要な書類として男女共同参画推進状況報告書が加わることを明記しつつも、「今回は、この男女共同参画推進状況について指名基準の要件には含まないこととしていますので、参画状況の報告のみをお願いしております。」という一文が含まれていた。

この記述は、基本条例制定・施行時の反対を抑えるためのものであったと思われる。実際に、旧・福間町時代に初めて報告書の提出を求めた 2002 年度の時点では、報告書の提出義務化について事業者から若干の苦情もあったという。その反面、事業者の男女共同参画推進状況は指名基準の要件には含まないと明記したため、指名競争入札等に参加するには形式的に男女共同参画推進状況報告書を提出すれば足りることになり、実際に男女共同参画を推進しているかどうかは問われないことになった。

しかし、次のように実効性を担保する手続も同時に用意されていた点に注意する必要がある。

福津市の場合、請負、業務の委託、物品の購入、役務の提供等に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者につき、①建設工事、②測量・建設コンサルタント等、③物品・役務等の 3 種類について、それぞれ「競争入札参加資格審査申請書その他市長が必要と認める書類」を市長に提出することが義務づけられている(福津市競争入札参加資格等に関する規程第 2 条)。一般(指名)競争入札参加資格審査申請は 2 年度分を各年で受け付けることとされており、提出された書類を市長が審査し、有資格業者として認定された者の名簿を作成することになるが(福津市競争入札参加資格等に関する規程第 4 条)、認定に当たっては基本条例第 6 条 3 項で求める「男女共同参画推進状況報告」のない者に該当しないことが、「競争入札に参加する資格を有する者(以下「有資格業者」という。))として認定する」際の必要条件となる(福津市競争入札参加資格等に関する規程第 3 条第 6 号)。

男女共同参画推進状況報告を提出しない場合には、市から工事その他の発注を受けることができなくなる。建設工事と建設関連業務だけではなく、物品・役務に関する入札にまで範囲を広げている面も含めて、本条例は本来、単なる啓発的効果にとどまらない内容を有していたのである。

平成 20 年度・21 年度分の入札参加資格審査申請の受付に際しても、当初は従来と同様の文書を配付することになっていた。しかし、2007 年 12 月 11 日開催の男女共同参画審議会において男女共同参画推進報告書に記載すべき内容について審議した際、このような文言を依頼文書中に残すことの是非が問われ、委員間で審議した結果、依頼文書における当該の文言は削除することが望ましいという結論が得られた。これをうけて、平成 20 年度・21 年度分の入札参加資格審査申請の受付から、依頼文書における記述は「ご報告いただいた内容につきましては、全登録業者の回答を集計してホームページ等で公表させていただくとともに、今後の入札制度の検討の際に、

資料として使用させていただきます。」という文言に改められることになった。

また、報告書に記載された男女共同参画の状況について、実際にその通りに推進されているかどうかを従来は把握していなかったため、今回から①就業規則、②独自の男女共同参画の取組を行っている場合はその内容がわかる資料、③従業員の育児・介護支援やセクシャル・ハラスメント防止等について国の基準を上回る水準で実施している場合はその内容が分かる資料、の添付も要請することになった。さらに、2008年3月に審議会長より市長に対して「第2期福津市男女共同参画審議会意見書」を提出し、その中で行政における取組として、「事業者等が提出する男女共同参画推進状況報告書の報告内容の確認および入札への反映」を提言した。

5.3. 評価基準とポイントの検討

自治体が実際に公契約におけるポジティブ・アクション評価を実施する場合には、国とは異なり、特に中小零細事業者と区域内事業者に対する配慮が問題となる。国が行う契約の場合と比して、自治体の入札に参加する事業者は、国の場合と比較すると、中小零細事業者が多い。さらに、区域内の事業者を保護育成して、区域の産業振興と経済発展を図ることも、自治体の重要な役割の一つとされているからである。

福津市の場合、従業者数1~4人という零細な規模の事業所が1000事業所以上で、圧倒的に多い。これに対して、従業者の数という点からみると、30人以上の規模の事業所は59事業所しかないにもかかわらず、そこで働く従業者は全体の三分の一を占めているのが現状である（図3）。

さらに、福津市の場合、平成18・19年度分の男女共同参画推進状況報告書を提出した1805事業者のうち、市内の事業者は164（9%）、市外の事業者が1641（91%）で、圧倒的に市外の事業者が多い。

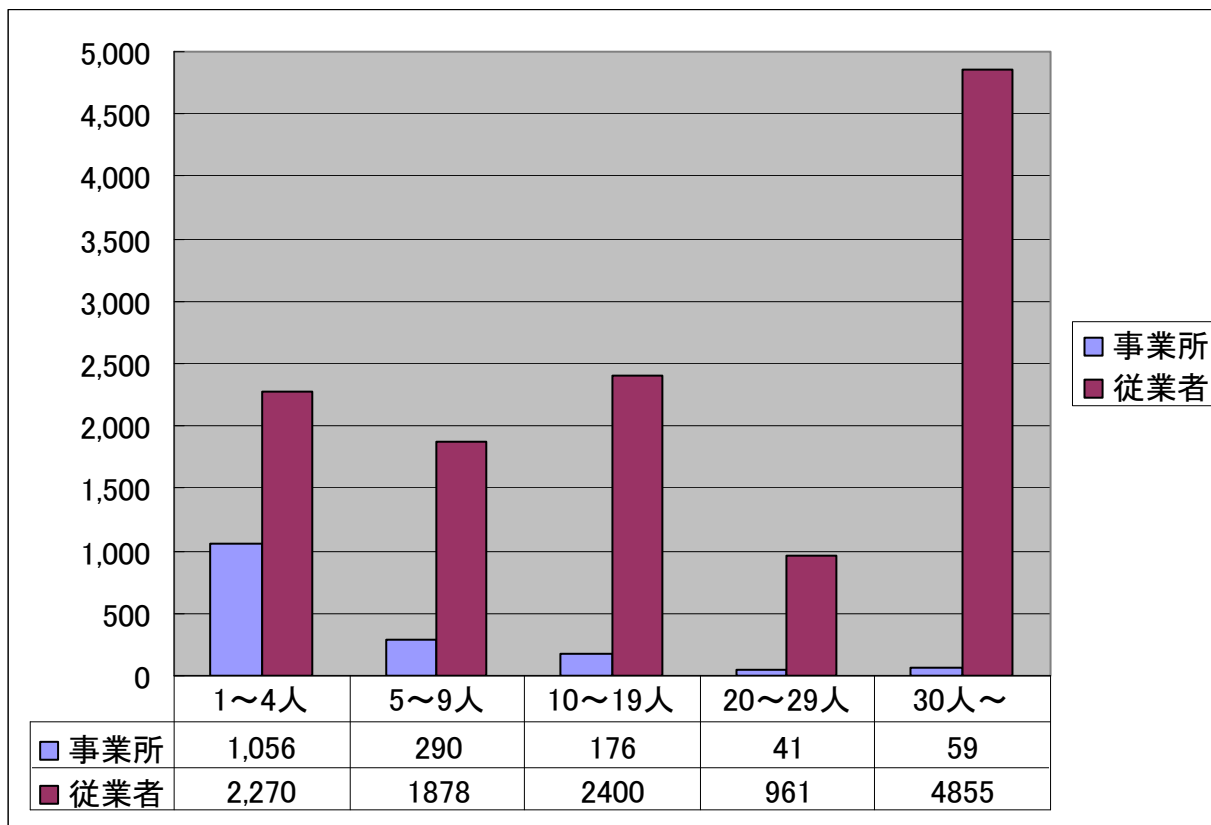


図 3 福津市の従業者規模別事業者数

(出典：平成 16 年福津市統計情報により筆者が作成)

また男女共同参画推進状況報告書では、男女共同参画推進に関する各種の取組を列举し、それぞれの項目について実施の有無を記入してもらった欄を設けているが、その回答結果を集計したところ、実施率は次のとおりであった（表 5）。

(両立支援編)	
短時間勤務の制度	42.1%
フレックスタイム制	14.6%
始業・終業時刻の繰り上げ、繰り下げ	38.2%
所定外労働をさせない制度	37.3%
託児施設の設置運営・便宜の供与	1.6%
労働者が利用する介護サービス費用の助成	3.4%
深夜業を制限する制度	38.3%
子の看護のための休暇の措置	35.9%
労働者の配置に関する配慮	28.9%
職業家庭両立推進者の選任	10.1%
その他	1.7%
(セクハラ対策編)	
セクハラ防止に関する研修	19.3%
セクハラ防止に関する方針を明記	26.5%
セクハラ防止に関する啓発	24.0%
セクハラに関する相談窓口	28.6%
その他	0.8%
(子育て応援宣言)	
福岡県「子育て応援宣言」の登録または更新	0.7%

表 5 男女共同参画推進に関する各種の取組の実施状況

福津市の事業者において実施率が高かったのは短時間勤務の制度、始業・終業時刻の繰り上げ、深夜業を制限する制度、繰り下げおよび所定外労働をさせない制度で、労働時間に関して多くの事業者が配慮を行っているということがわかる。その一方で、託児施設の設置運営・便宜の供与、労働者が利用する介護サービス費用の助成を行っている事業者は非常に少なく、セクシャル・ハラスメントに関する取組についても、各項目の実施率はいずれも30%以下で

あった。福岡県の「子育て応援宣言」の登録または更新を行った事業者は、1%に満たなかった。

報告書を提出した1805事業者のうち、1項目も実施していないと回答したものが482事業者あり、そのうち市内の事業者が76、市外の事業者が406であった。事業者全体の市内・市外構成率がおおよそ1対10であるから、それと比較すると、1項目も実施していない市内の事業者の割合が高いことは明らかである。

実施項目数合計	市内事業者	市外事業者	計
0	76	406	482
1	14	150	164
2	21	165	186
3	24	178	202
4	8	126	134
5	7	141	148
6	3	123	126
7	3	97	100
8	1	94	95
9	1	60	61
10	0	54	54
11	1	29	30
12	2	12	14
13	0	6	6
14	3	1	4
合計	164	1642	1806

表 6 市内・市外別事業者の男女共同参画推進に関する各種の取組の実施状況

各種の取組の実施状況と事業者規模との関係についてさらに詳しく分析するため、実施状況と

従業員の人数とのクロス表を市内事業者（表 7）、市外事業者（表 8）に分けて作成した。

その結果、市内の事業者では約 46%が 1 項目も実施していないのに比べ、市外の事業者で 1 項目も実施していない事業者は約 25%にとどまり、市内事業者、市外事業者ともに 1 項目も実施していないのは零細事業者に多いことが明らかとなった。また、市外の事業者と比較すると市内の事業者には零細事業者が多く、このことが市内の事業者で 1 項目も実施していないものが多い原因となっていると考えられる。

市内事業者・市外事業者の別	取組項目数	事業者規模									合計	割合
		3000人以上	1000人以上 3000人未満	500人以上 1000人未満	300人以上 500人未満	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	30人以上 100人未満	5人以上 30人未満	5人未満		
市内事業者	0	0	0	0	0	0	0	0	22	54	76	46.3%
	1	0	0	0	0	0	0	2	6	6	14	8.5%
	2	0	0	0	0	0	1	1	11	8	21	12.8%
	3	0	0	0	0	0	0	1	10	13	24	14.6%
	4	0	0	0	0	0	0	0	4	4	8	4.9%
	5	0	0	0	1	1	0	0	4	1	7	4.3%
	6	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1.8%
	7	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	1.8%
	8	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.6%
	9	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.6%
	11	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6%
	12	0	0	0	0	0	1	0	0	1	2	1.2%
	14	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3	1.8%
	計	0	1	1	1	1	2	4	61	93	164	
	割合	0.0%	0.6%	0.6%	0.6%	0.6%	1.2%	2.4%	37.2%	56.7%		

表 7 男女共同参画実施項目数と事業者規模のクロス表（市内事業者）

市内事業者・市外事業者の別	取組項目数	事業者規模									合計	割合	
		3000人以上	1000人以上 3000人未満	500人以上 1000人未満	300人以上 500人未満	100人以上 300人未満	50人以上 100人未満	30人以上 100人未満	5人以上 30人未満	5人未満			
市外事業者	0	0	0	0	5	9	22	35	260	75	406	24.7%	
	1	0	0	0	9	9	21	18	80	13	150	9.1%	
	2	0	3	3	2	21	22	13	85	16	165	10.0%	
	3	0	3	3	7	29	29	20	76	11	178	10.8%	
	4	1	4	10	7	31	14	11	40	8	126	7.7%	
	5	1	6	11	21	23	22	15	37	5	141	8.6%	
	6	4	9	17	15	27	16	7	26	2	123	7.5%	
	7	5	16	13	15	26	5	5	12	0	97	5.9%	
	8	6	9	22	13	21	9	5	8	1	94	5.7%	
	9	5	11	14	6	15	3	4	2	0	60	3.7%	
	10	10	11	10	1	12	5	2	3	0	54	3.3%	
	11	4	7	9	2	3	2	1	1	0	29	1.8%	
	12	2	4	1	1	3	1	0	0	0	12	0.7%	
	13	3	2	0	0	1	0	0	0	0	6	0.4%	
	14	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.1%	
	計		42	85	113	104	230	171	136	630	131	1642	
	割合		2.6%	5.2%	6.9%	6.3%	14.0%	10.4%	8.3%	38.4%	8.0%		

表 8 男女共同参画実施項目数と事業者規模のクロス表（市外事業者）

クロス表によって明らかになった各種の取組の実施状況と事業者規模との関係を検証するため、取組項目数の合計と、各事業者の男性正規従業員数、女性正規従業員数、男性非正規従業員数、女性非正規従業員数、男性管理者数、女性管理者数、男性障害者従業員数および女性障害者従業員数を投入して、相関分析をおこなった。

その結果、男女共同参画取組項目数と投入した各変数との相関係数はすべて有意となり、特に男性の正規従業員数および女性の正規従業員数との相関係数が大きくなったことから、男女共同参画取組度と事業所の規模（従業員数）の間では正の相関関係がみられることが確認された。

なお、男性従業員の変数と女性従業員の変数とでNが異なっているのは、当該従業員が男性だけ、または女性だけという事業所があるためである。

正規従業員男	Pearson の相関係数	0.52 **
	N	1686
正規従業員女	Pearson の相関係数	0.42 **
	N	1795
管理者男	Pearson の相関係数	0.43 **
	N	1766
管理者女	Pearson の相関係数	0.21 **
	N	1803
障害者男	Pearson の相関係数	0.28 **
	N	1805
障害者女	Pearson の相関係数	0.20 **
	N	1805
非正規従業員男	Pearson の相関係数	0.22 **
	N	1798
非正規従業員女	Pearson の相関係数	0.24 **
	N	1799

** 相関係数は1%水準で有意

表 9 取組項目数と企業規模との関係

5.4. 指定管理者をめぐる問題

近時浮上してきているのは、指定管理者制度への対応の問題である。

指定管理者制度とは、住民の利用に供する公の施設の管理運営について、従来の管理の委託制度に代わって、法人その他の団体に委任できるようにする仕組みであり、2003年の地方自治法第244条の2の改正によって導入されたものである。多様化する住民ニーズに効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図ると同時に経費の削減等をめざす

ものとされている。1990年代、先進民主主義各国で新自由主義的な経済政策が主流となり福祉政策や社会政策が大きな影響を受ける中（Hantrais 2007, Smith 2007）、わが国では小泉純一郎首相の下で新自由主義的な経済政策が強力に推進された。地方自治におけるその象徴となったのが、指定管理者制度の導入であるといえよう。

2007年1月に公開された総務省の調査結果によれば、全国で合計6万1565施設に指定管理者制度が導入されており、すべての公の施設の中で指定管理者制度を導入した施設の割合は59.2%となっている（総務省2007）。

福津市においても、2005年に福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例が制定され、2005年に駐輪場、福社会館、2006年に学童保育所の指定管理者が募集された。しかし、男女共同参画推進の観点からは、指定管理者制度の問題点は少なくない（湯浅2008）。情報公開条例の適用対象外であること（斎藤2006）、指定管理者の選定過程や運用における違法性に対して住民訴訟を提起しうるかについても議論の余地があること（寺田、2006）、指定管理者の選定基準および手續については特に市町村において事前公開される割合が低いこと（総務省2007）といった問題点のほか、厳しい財政状況を背景として指定管理者の選定にあたって、経費節減施設の効用を最大限に発揮する、管理にかかる経費の縮減が最大限に図られるといった経済原理的観点が強調されやすく、男女共同参画の推進という観点が没却される恐れが強い。

ところが、指定管理者の選定に際し、指定管理者を「指定」することは自治体の行政処分であり、自治体と事業者との「契約」ではないと解されているので、公契約におけるポジティブ・アクション評価の趣旨が活かされない危険性が存在する。

このため、福津市においては、福津市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則第3条で定めている指定管理者指定申請にあたり提出する書類の各種様式のうち、「様式第2号」で、「団体の理念について」という項目に「団体の経営方針等」、「指定管理者の指定を申請した理由」、「施設の現状に対する考え方及び将来展望」とならんで、「男女共同参画」という記入欄があらかじめ設けられることになった。このような方策によって、指定管理者の指定についても男女共同参画の推進を行うことが求められている。

5.5. モデル評価基準案

中小の自治体においては、男女共同参画推進に関する各種取組の実施率を単純に集計して事業者の評価項目の一つとすると、市内の事業者、特に零細規模の事業者にとっては不利な結果となることは否めない。もとより、市内の事業者、特に零細規模の事業者に男女共同参画推進の取組

を促すことにポジティブ・アクション評価の本来の目的があるとはいえるが、各種取組の実施にあたっての実質的な負担は零細規模の事業者のほうが大きいことを勘案する必要がある。

零細規模の事業者にあつては、従業員が育児休業等を取得した場合に代替要因の確保が困難であること、各種の取組に係るコストが経営を圧迫することから、具体的な取組をほとんど開始できない事業者が存在する。一方で、従業員が少なく職場が家族的雰囲気になっていることや、個々の従業員に対する依存度が高いことなどから、雇用に関する規程や労使協定等には明記はされていないものの、経営者や現場管理者の裁量によって、短時間労働、残業の免除、子どもの学校の行事や急な病気への配慮等を弾力的に行っている場合が少なくないと思われる。福津市において短時間勤務の制度、始業・終業時刻の繰り上げ、深夜業を制限する制度、繰り下げおよび所定外労働をさせない制度の実施率が高いことがそれを示している。

入札等におけるポジティブ・アクション評価は、指名競争入札等参加資格の審査項目の中に男女共同参画に関する取組の推進状況を加えるものである。取組に積極的な民間事業者に対して便宜便益を付与することによって、市の掲げる政策目標の達成への事業者等の自主的な協力を促すという点で、子育てのしやすい環境を官民を挙げて創出するという面で、誘導的な政策であるといえる。特に土木、水道、下水道等の業態の民間事業者に対しては、入札におけるポジティブ・アクション評価は非常に効果的であると考えられる。また、自治体にとっては、補助金や助成金と異なり、大規模な予算措置を必要としないという利点もある。しかし、業者登録は行っているが取引実績はない事業者、市とは取引がない事業者も数多く存在すると思われ、このような事業者に対しては入札におけるポジティブ・アクション評価はインセンティブとしては効果的に機能しないと考えられる。

そこで、次のような評価基準を作成する必要があると考えられる。

- 男女共同参画推進の状況を指名競争入札等参加資格の審査項目の中に加える場合、基準や評価方法に従業者規模に応じた客観的な係数による補正を導入する。補正係数については、事業者の従業者規模の最頻値以下の事業者に加点するという方法が考えられる。
- 零細規模の事業者が弾力的な運用・配慮については、本来は規程類に明記する等によって制度化することが望ましいが、現状においては実施が確認できる場合に加点の対象とする。
- すべての事業者に公正な機会を付与するという観点からは、入札におけるポジティブ・アクション評価以外のインセンティブとの組み合わせを行う。ポジティブ・アク

ション評価以外のインセンティブとしては、経営者を対象とした啓発活動を行って経営者の男女共同参画に対する意識を高めると同時に、社内で開催する研修会への講師派遣（出前講義）、企業・団体表彰対象事業者の市のホームページへのバナー掲載の無料化などのインセンティブが考えられる。

特に、業者登録は行っているが取引実績はない事業者、市とは取引がない事業者に対して男女共同参画の推進を促すという観点からは、自治体が男女共同参画社会を形成するための誘導策として入札参加登録事業者に男女共同参画の推進状況の報告・届出を求め、認定事業者制度、ポイント制等の入札優遇措置を実施するというインセンティブ制度を策定・実施するだけでは限界がある。総合評価入札方式の導入に合わせて、インセンティブ以上の効果を持つ制度について法的問題点を事前に研究し、具体化の可能性を検討する必要がある。

5.6. 子育て支援、次世代育成政策との関係

深刻な少子高齢化を背景として、2003年に施行された次世代育成支援対策推進法においては、従業員300人をこえるすべての企業が一般事業主行動計画の策定を求められた。また、すべての地方公共団体が2005年3月末までの間に地域行動計画を策定することを義務づけられた。

このため、入札の際に子育て支援への取組を評価する自治体が増えている（表10）。

制度	実施例	実施自治体の例
表彰・認定	「子育て応援企業」認定 表彰や広報、自治体ホームページへの掲載とリンク	福井県、石川県、和歌山県、 岐阜県、愛知県、鳥取市、北九州市
入札	入札参加資格における審査項目として加点	福岡県、福井県、群馬県、山形県、福岡市、名古屋市、北九州市（検討中）
融資	認定企業に低利融資	福井県、新宿区、京都府、岐阜県、福岡県、石川県、大阪府
補助金	補助事業に対して補助金、奨励金を支給	新宿区、文京区、岐阜県、長崎県 ※21世紀職業財団

表10 子育て支援への取組を評価している例

少子化の進展は次世代の顧客が減少するということであり、経済規模の縮小につながりかねない。このことから、子育て支援・次世代育成政策については、民間事業者の理解や支援も得やすい現状にある。

たとえば日本経済団体連合会は、2006年に報告書「産業界・企業における少子化対策の基本的取り組みについて」を公表しているが、そのなかで「日本の経済・社会の健全な発展、競争力維持を図っていく観点から、一刻も早く出生率の低下傾向に歯止めをかけ、上昇に転じさせる努力をすることにより、急激な人口減少による負のインパクトをやわらげることが必要である」とし、子育て支援・次世代育成政策は、「取り組みの内容によっては、短期的にみればコスト負担が生じる可能性もあるが、将来への“投資”と位置付け」る必要があると指摘している（日本経済団体連合会 2006）。このような状況は、男女共同参画推進政策に対してバックラッシュとよばれる逆風が吹いていることとは対照的である。

しかし、子どもをもたないという選択を尊重することの重要性、子どもをもちたくても種々の理由でもつことができない人たちへの配慮の必要性にかんがみると、男女共同参画と子育て支援を同一の政策次元に置いてよいのかという点について、慎重な検討が必要とされる場所である。他方で、子育てには男女が共同して参画すべきであり、男女がともに住みやすい社会こそ子育てや次世代育成もしやすい社会であると思われることを勘案すれば、男女共同参画推進政策と子育て支援政策との間には一定の協調性・親和性が認められるべきであろう。両者の協調・協働をどのように形成するのかが、先進国の中でも突出して少子高齢化が進行している日本における今後の課題である。

6. まとめ——米・欧・日の比較——

本報告書では、アメリカ、EU および日本のポジティブ・アクション評価についての比較検討を行ってきた。三者によるポジティブ・アクション評価の方向には、大きな違いがあることが明らかになった。

アメリカにおいては、市場や企業間競争を重視し政府による経済活動への介入を嫌う自由主義的な伝統が根強い一方で、公民権運動以来、社会的・伝統的に弱い立場に置かれていた層へのアフーマティブ・アクションが推進されるようになり、その一貫として女性に対する支援も行われるようになった。ただし、女性に対する支援は中小企業対策の一環として行われており、女性が経営する企業に対して政府の調達契約において一定の枠（セットアサイド）を設けるという方法により女性が経営する企業を優遇しようとしているところに特色がある。逆にいえば、女性に対して経営者としての自立と市場への参入を促し、男性に伍して市場において競争できる実力を身につけることを求めているという見方もでき、市場競争と自由主義という枠組みを守りつつも、市場に参入しようと努力する女性に対してはセットアサイドによって一定の結果を保証するものとなっている。

EU 諸国では欧州委員会及び加盟各国によってポジティブ・アクションが推進されているが、中でもドイツにおいては憲法に国家が既存の差別を是正することを求める規定が設けられたことから、公的セクターにおけるポジティブ・アクションが積極的に推進されるようになっている。しかし、全般的に EU におけるポジティブ・アクションは、雇用機会の均等・職場における平等という文脈で推進されることが多く、ドイツでは連邦政府のポジティブ・アクションに関する法規制が直接民間事業者には及ばない。このため、州政府が独自に法律を定め、自治体の公契約に際して民間事業者のポジティブ・アクション推進状況を評価しようとしている。

日本の政策は、アメリカと EU 諸国の中間であると見る事が可能である。中小企業対策として国の調達契約においては事実上セットアサイドが採用されているが、一方では公平・公平・効率性の名の下に競争原理が強調される側面もあるために、一定の条件に合致する者に対して半ば自動的に経済的利益が付与されるような結果をもたらす制度を正面から導入することは躊躇する傾向がある。自治体では、民間事業者のポジティブ・アクションを入札の際に評価しようとする動きが広まっているが、子育て支援・次世代育成政策については、民間事業者の理解や支援も得やすい現状にあるため、男女平等・男女共同参画という視点がややもすれば薄れがちである。さらに、自治体に業者登録を行う民間事業者の中には中小零細事業者が多く、これらの事業者は大

規模な事業者と比較すると競争力や体力が劣り、男女共同参画やポジティブ・アクションを推進することが難しい現状にある。自治体の経済政策として、このような区域内の事業者を保護育成することも重要な課題であるため、ポジティブ・アクション評価において一定の配慮を行うことが求められている。

今後の日本において導入の可能性を検討する必要があるのは、セットアサイドであろう。日本の官公需において中小企業に対する事実上の「枠」が設定されていることや、総合評価方式の導入が進んでいることなどを勘案すると、総合評価入札をさらにもう一段推し進め、セットアサイドを導入することは、明らかな憲法違反とは言い難いのではないかと。というのは、セットアサイドはたしかに「女性が経営する企業」というような一定のカテゴリーの事業者に対して一定量の調達を保証するものではあるが、一定の条件に合致する者に対して自動的に経済的利益が付与されるというわけではなく、当該カテゴリー間の事業者の間では競争が行われるのでかならず落札できるという保証はないからである。

国の会計・契約に関する法の原則においては経済性と公正性が強く求められていることは事実であるが、近年は国の調達において経済性だけではなく「社会的な公正」という観点も重視されるようになり、価格だけが絶対視されるのではなく他の要素も重視されるようになってきている。その一例は、環境問題・地球温暖化問題を契機として開始されたグリーン調達⁹⁸であろう。男女共同参画という視点も、環境と同様に調達基準に取り入れるように努力していく必要があり、その一手段としてセットアサイドが有効であると考えられる。セットアサイドはマイノリティや女性の経営する中小企業にかぎらず、中小企業全般の効果的な保護育成の手段としても評価を受けている政策であり、導入の効果や憲法上の問題点について、日本でも具体的に検討すべき時期にきている。

⁹⁸ 循環型社会の形成のためには再生品等の供給面の取組に加え、需要面からの取組が重要であるという観点から、国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進する制度。平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法として「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（平成12年法律第100号）が制定され、国が物品を購入する場合は、環境に配慮された物品を購入（グリーン調達）しなければならないことが規定された。

主要参考文献

- Alsop, Rachel (2000). *A Reversal of Fortunes? Women, Work and Change in East Germany*, New York: Berghahn Books.
- American Bar Association (2000). *Legal Guide for Small Business*. New York: Three Rivers Press.
- Anglund, Sandra M (2000). *Small Business Policy and the American Creed*. Westport: Praeger.
- Ansell, D.J. and S. A. Vincent (1994). *An Evaluation of Set-Aside Management in the European Union with Special Reference to Denmark, France, Germany and the UK*. Reading: University of Reading.
- Ashar, Sameer M. and Lisa F. Opoku (1995). "Justice O'Connor's Blind Rationalization of Affirmative Action Jurisprudence--Adarand Constructors, Inc. v. Pena, 115 S. Ct. 2097 (1995)", *Harvard Civil Rights-Civil Liberties Law Review*, vol. 31, pp. 223-240.
- Bean, Jonathan (1996). *Beyond the Broker State: Federal Policies toward Small Business 1936-1961*. Chapel Hill: University of North Carolina Press.
- Briggs, V.M., Jr. (1968). "Report of the National Advisory Commission on Civil Disorders: A Review Article", *Journal of Economic Issues*, vol. 2, pp. 200-210.
- Browne, Jude, eds. (2007). *The Future of Gender*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Chanter, Tina. (2006). *Gender: Key Concepts in Philosophy*, London: Continuum.
- Days, Drew S. (1986). "Fullilove", *Yale Law Journal*, vol. 96, pp. 453-485.
- Fink, Gary M. and Graham, Hugh Davis, eds (1998). *The Carter Presidency : Policy Choices in the Post-New Deal Era*. Lawrence: University of Kansas Press.
- Fukuyama, Francis (2006). *America at the Cross Road*. Cambridge: Yale University Press.
- Grofman, Bernard (2000). *Legacies of the 1964 Civil Rights Act*. Chapel Hill: University of Virginia Press.
- Hantrais, L. (2007). *Social Policy in the European Union, Third Edition*, New York: Palgrave Macmillan.
- Hardee, Felicity (1980). "Fullilove and the Minority Set Aside: In Search of an Affirmative Action Rational", *Emory Law Journal*, vol. 29, 1127-1182.
- Haynes, Jennifer L. (1998). "Future of Federal Disadvantaged Business Enterprise Programs: Did the Supreme Court's Decision in Adarand Constructors v. Pena Really Make a Difference", *Race and Ethnic Ancestry Law Journal*, vol. 4, pp. 25-35.
- Lemann, Nicholas (1995). "Taking Affirmative Action Apart", *New York Times Magazine*, June 11, 1995.
- MacKinnon, Catharine. (2007). *Women's Lives, Men's Law*, Cambridge: Harvard University Press.

- Martin, Douglas (2007). "Parren Mitchell, 85, Congressman and Rights Leader, Dies", *New York Times*, May 30, 2007.
- Mason, Andrew D. and Elizabeth M. King (2001). *World Bank Policy Report: Engendering Development through Gender Equality in Rights, Resources, and Voice*.
http://www-wds.worldbank.org/external/default/main?pagePK=64193027&piPK=64187937&theSitePK=523679&menuPK=64187510&searchMenuPK=64187283&siteName=WDS&entityID=000094946_01020805393496
- Mitchell, Parren and John A. Turner (1996), "Adarand 101", *Maryland Journal of Contemporary Law*, vol. 7, 451-468.
- Morrison, Steven and Clifford Winston (1986). *The Economic Effects of Airline Deregulation*. D.C.: Brookings Institution.
- Murray, Charles (1984). *Losing Ground*. New York: Basic.
- National Research Council (2005). *Analyzing Information on Women-Owned Small Businesses in Federal Contracting*. D.C.: National Academies Press.
- National Research Council (2005). *Analyzing Information on Women-Owned Small Businesses in Federal Contracting*. D.C.: National Academies Press.
- National Women's Business Council (2004). *Federal Contracting with Women-Owned Businesses FY1998 to FY2003*.
http://www.womenbiz.gov/exit.html?to=www.nwbc.gov/documents/Issue_brief-Federal_Contracts-2004.pdf
- National Women's Business Council (2007). *Women Business Owners and their Enterprises*.
<http://www.nwbc.gov/ResearchPublications/documents/KeyFactsWBOandtheirEnterprises.pdf>
- Obama, Barack (2006). *The Audacity of Hope*. New York: Three River Press.
- Obama, Barack and Joe Biden (2008). Barak Obama and Joe Biden's Plan for Small Business.
<http://www.barackobama.com/pdf/SmallBusinessFINAL.pdf>
- OECD (2008). *OECD Employment Outlook 2008*. Online OECD Employment database.
http://www.oecd.org/document/34/0,3343,en_2649_33927_40917154_1_1_1_1,00.html
- Parris, Addison W (1968). *The Small Business Administration*. New York: Frederick A. Praeger.
- Peters, Anne (1999). *Women, Quotas and Constitutions: A Comparative Study of Affirmative Action for Women Under American, German, EC and International Law*. Aspen: Kluwer Law International.

- Reardon, Elaine, Nancy Nicosia and Nancy Y. Moore (2007). *The Utilization of Women-Owned Small Businesses in Federal Contracting*. Santa Monica: Rand.
- Rice, Mitchell F. (1991). "Government Set-Asides, Minority Business Enterprises, and the Supreme Court", *Public Administration Review*, vol. 51, No. 2, pp. 114-122.
- Rudley, Dacia and Donna Hubbard (2000). "What Difference a Decade Makes: Judicial Response to State and Local Minority Business Set-Asides Ten Years after City of Richmond v. J. A. Croson", *Southern Illinois University Law Journal*, vol. 25, 39-93.
- Small Business Administration, National Women's Business Council (2007). *Study of Women-Owned & Led Businesses: An Overview of the Data in NWBC's Special Tabulations*. DC: Concentrance.
- Smith, A. (2007). *Welfare Reform and Sexual Regulation*, New York: Cambridge University Press.
- United States Census Bureau (2006). *Women-Owned Firms: 2002*.
<http://www.census.gov/prod/ec02/sb0200cswmn.pdf>
- Stratigaki, Maria (2005). "Gender Mainstreaming vs Positive Action: An Ongoing Conflict in EU Gender Equality Policy," *European Journal of Women's Studies*, Vol. 12, No. 2, pp. 165-186.
- United States Congressional Budget Office, Congress of the United States (1997). *Reducing the Deficit: Spending and Revenue Options*. <http://www.cbo.gov/ftpdocs/0xx/doc6/doc06.pdf>
- United States Congressional Budget Office, Congress of the United States (2000). *Cost Estimate, H.R. 4897 Equity in Contracting for Women Act of 2000, As ordered reported by the House Committee on Small Business on July 27, 2000*. D.C.: Congress of the United States.
- United States Department of Labor (1965). *The Negro Family: The Case For National Action*. D.C.: United States Department of Labor.
- United States General Accounting Office (2000). *Small Business Expectations of Firms in SBA's 8(a) Program Are Not Being Met*. <http://www.gao.gov/archive/2000/rc00261t.pdf>
- United States Government Accountability Office (2006). *Report to Congressional Addressees, Small Business Administration: Actions Needed to Provide More Timely Disaster Assistance*.
- United States Small Business Administration (2006). *Strategic Plan Fiscal Years 2008 - 2013*.
http://www.sba.gov/idc/groups/public/documents/sba_homepage/serv_strategic_plan_2006.pdf
- United States Small Business Administration, Office of Advocacy (2001). *Women in Business, 2001*.
<http://www.sba.gov/advo/stats/wib01.pdf>
- United States Small Business Agency (2008). *2008 United States Small Business Facts*.

<http://www.sba.gov/advo/research/profiles/08us.html>

Velazquez, Nydia (2008). *News: Congresswoman Velázquez Reacts to Selection of New U.S. Housing and Urban Development Chief.*

<http://www.house.gov/velazquez/newsroom/2008/pr-04-18-08-preston-hud.html>

Wilson, M. Victoria (1987). "Set-Asides of Local Government Contracts for Minority Owned Businesses: Constitutional and State Law Issues", *New Mexico Law Review*, vol. 17, pp.337-359.

Wong, Jen-L (1996). "Adarand Constructors Inc. v. Peña: A Color-Blind Remedy Eliminating Racial Preferences", *University of Hawaii Law Review*, vol. 18, pp.939-979.

浅野敬一 (2002) 「中小企業政策における社会政策的側面の再評価」『生活経済学研究』17 巻 127-134 頁

浅野敬一 (2007) 「平時経済における中小企業政策形成への模索——1950 年中小企業法案の意義と限界」『アメリカ経済史研究』6 巻 21-40 頁

新井光吉 (2001) 「アメリカの福祉国家政策：福祉の改革と切捨て」『経済学研究』68 巻 2・3 合併号 117-171 頁

伊藤健市 (2006) 「中小企業と障害をもつアメリカ人法」『関西大学人権問題研究室紀要』53 号 1-25 頁

伊藤修一郎 (2006) 「なぜ自治体は規制を避けるのか」『レヴアエアサン』38 号 110-130 頁

牛尾奈緒美 (2002) 「アメリカ型アフーマティブアクションの日本への導入: 日本的ジェンダー・マネジメントの構築に向けて」『三田商学研究』45 巻 5 号 155-173 頁

大西祥世 (2006) 「男女共同参画と自治体政策」『法律時報』78 巻 1 号 42-46 頁

閣議決定 (2008) 「平成 20 年度中小企業者に関する国等の契約の方針」

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/080617keiyakuhoushin.pdf>

鹿嶋 敬 (2003) 「男女共同参画の時代」岩波書店

勝田卓也 (1999a) 「雇用差別訴訟における統計的証拠の利用について」『早稲田法学』74 巻 2 号 27-82 頁

勝田卓也 (1999b) 「アメリカにおける雇用平等法制の展開—公民権法第七編訴訟における差別概念とアフーマティブ・アクションの変容—」『早稲田法学論集』75 巻 1 号 438-474 頁

齋藤純子 (2003a) 「女性と男性の平等の実現のための法律(平等実現法) (翻訳・解説 ドイツにおける公務部門の男女平等のための連邦平等法の制定)」『外国の立法』213 号 85-95 頁

齋藤純子 (2003b) 「ドイツにおける行政のポジティブ・アクション」

<http://www.gender.go.jp/positive/siryo/po02-2.pdf>

齋藤純子（2006）「ドイツにおける EU 平等待遇指令の国内法化と一般平等待遇法の制定」『外国の立法』230号 91-123 頁

齋藤文男（2006）「指定管理者制度と情報公開」自治体研究社

自治体国際化協会（1992）「米国地方政府の新しい地域活性化政策—エンタープライズゾーン・プログラムを中心に—」『Clair Report』58号 1-20 頁

自治体国際化協会（1993）「サウスカロライナ州（米国地方自治の現場 II）—躍進する南部経済を演出する州政府—」『Clair Report』62号 1-35 頁

柴山恵美子・中曾根佐織（2004）「EU 男女均等法・判例集」日本評論社

総務省自治行政局行政課（2007）「公の施設の指定管理者制度の導入状況に関する調査結果」
http://www.soumu.go.jp/s-news/2007/pdf/070131_3_2.pdf

中小企業総合事業団ニューヨーク事務所（2002）「ブッシュ政権の中小企業政策」
http://www.smrj.go.jp/keiei/dbps_data/_material_/chushou/b_keiei/keieikokusai/pdf/2300_09.pdf

中小企業庁（2008）「平成 19 年度中小企業者向け契約実績」
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/download/080617keiyakujisseki19fy.pdf>

辻村みよ子（2007）「男女共同参画——憲法学的意義と課題」『ジュリスト』1334号、155-164 頁

辻村みよ子・稲葉馨編（2005）「日本の男女共同参画政策——国と地方公共団体の現状と課題」東北大学出版会

寺田友子（2006）「公の施設の管理外部化にみる住民訴訟」『桃山法学』7巻 31-66 頁

戸井裕次郎（2005）「米国の地方自治体（市）における経済振興施策の現状について～企業支援施策を中心に～」『Clair Report』273号 1-54 頁

西山隆行（2005）「アメリカの福祉国家再編：クリントン政権期における社会福祉政策をめぐる政治」『甲南法学』46巻 1・2号 65-99 頁

内閣府男女共同参画局（2007）「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（平成 19 年度）」<http://www.gender.go.jp/suishin2007/mokuji.html>

内閣府男女共同参画会議基本問題専門調査会（2003）「女性のチャレンジ支援策について」
http://www.gender.go.jp/danjo-kaigi/kihon/index_hki02.html

内閣府男女共同参画局ポジティブ・アクション研究会（2005）「ポジティブ・アクション研究会報告書」<http://www.gender.go.jp/positive/houkokuindex-po.htm>

内閣府男女共同参画局（2008）「公契約におけるポジティブ・アクションに関する事例集」

<http://www.gender.go.jp/sekkyoku/positive.html>

日本経済団体連合会（2006）「産業界・企業における少子化対策の基本的取り組みについて」

日本貿易振興会海外調査部（1999）「米国中小企業の実態と中小企業政策」

http://www.jetro.go.jp/world/n_america/reports/05000000

坂東真理子（2004）『男女共同参画社会へ』勁草書房

福津市（2007a）「福津市行財政大綱 2007-2011」

——（2007b）「福津市まちづくり計画 男女共同参画プラン・ふくつ」

——（2007c）「平成 18 年度男女がともに歩むまちづくり報告書」

——（2007d）「平成 18・19 年度事業所参画状況（5 月受付分報告書まとめ）」（福津市男女共同参画審議会資料）

藤枝滯子（2001）「どう進めるか、自治体の男女共同参画政策」学陽書房

ポジティブ・アクション研究会（2005）「ポジティブ・アクション研究会報告書」

<http://www.gender.go.jp/positive/houkokuindex-po.html>

松田聰子（1988）「女性差別解消のためのアファーマティブ・アクションと逆差別：Johnson 判決をめぐって」『田園調布学園大学紀要』21 巻 286-311 頁

真弓敦子（1998）「アメリカの女性起業支援制度を研究して」『あごら』239 号 5-35 頁

真弓敦子（1999）「高成長続く米国の「女性経営者」事情」『商工ジャーナル』291 号 44-47 頁

真弓敦子（2006）「女性起業家を支援する」『クレオ』50 号 1 頁

三瀬貴弘（2005）「1980 年代連邦政府軍事 R&D における中小企業の位置—SBIR 議会審議過程における国防総省の中小企業認識を中心に」『アメリカ経済史研究』4 巻 41-62 頁

武藤博己（2003）『入札改革』岩波書店

山川和義・和田肇（2008）「ドイツにおける一般平等立法の意味」『日本労働研究雑誌』574 号 18-27 頁

湯浅壘道（2008）「自治体におけるポジティブ・アクション評価の現状と課題」『アジア女性研究』17 号、97-105 頁

吉田仁美（2002）「米国におけるアファーマティブ・アクションの合憲性審査基準の動向」『同志社法学』53 巻 7 号 566-654 頁

横田真・藤澤哲雄・仁位清丸（2002）「米国政府調達における中小企業支援策に関する調査」『JETRO 技術情報』433号2-24頁